会期日程表	1
陳情文書表	2
第 1 号(12月15日)	
開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	6
村長所信表明	6
議案第54号の上程、説明	7
議案第55号の上程、説明	8
議案第56号の上程、説明	9
議案第57号の上程、説明	13
議案第58号の上程、説明	12
議案第59号の上程、説明	12
議案第60号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	13
散会の宣告	15
第 2 号(12月16日)	
開議、散会の日時	
出席議員	
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17
事務局出席者	17
議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19
前 田 孝 議員	19
吉 濱 學 議員	20

大 城 佐 一 議員	29
仲井間 宗 利 議員	40
散会の宣告	42
第 3 号(12月17日)	
開議、散会の日時	43
出席議員	43
欠席議員	43
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	43
事務局出席者	43
議事日程	44
開議の宣告	45
議案第54号の質疑、委員会付託	45
議案第55号の質疑、委員会付託	45
議案第56号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	46
議案第57号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	50
議案第58号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第59号の質疑、委員会付託	51
諸般の報告	53
散会の宣告	53
第 4 号(12月18日)	
開議、閉会の日時	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	55
事務局出席者	55
議事日程	56
開議の宣告	57
議案第54号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	57
議案第55号及び議案第59号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	58
議案第56号~議案第58号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	60
陳情第17号及び陳情第20号~陳情第24号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	
意見案第6号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	67
意見案第7号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	
意見案第8号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	
意見案第9号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	71
意見案第10号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	

意見案第11号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	- 74
閉会の宣告	- 77
署名議員	- 77

# 平成26年第9回定例会会議録 (会期日程表)

開会 平成26年12月15日

会期4日間

閉会 平成26年12月18日

月日	曜日	会議別	開議時間	日程		
12月15日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・村長所信表明・		
				武・議文語版の報告・科技行政報告・科技所信表明・講案提案説明		
				議案第60号質疑、委員会付託省略 (即決)		
12月16日	火	本会議	午前10時	一般質問		
		本会議	午前10時	議案第54号質疑・経済建設常任委員会付託		
				議案第55号及び第59号質疑・総務常任委員会付託		
				議案第56号~第58号質疑・予算審査特別委員会付託		
	水	委員会	午前11時	議案第56号~第58号予算審査特別委員会		
12月17日				(説明~採決)		
		委員会	午後1時30分	議案第54号経済建設常任委員会 (説明~採決)		
		委員会	午後2時	議案第55号及び第59号総務常任委員会(説明~採決)		
				陳情第17号、第18号、第20号~第24号総務常任委員会		
				(検討~採決)		
	木	木 本会議	午前10時	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決		
				総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決		
12月18日				予算審查特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決		
				総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決		
				意見案等の処理 (閉会)		

会期日数 4日間 本会議日数 4日間 委員会日数 1日間 休会日数 0日間

# 陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件名	陳情者氏名	付託委員会
16	平成26年9月9日	横田めぐみさん拉致事件に 関する陳情	片木 豊	議員配布
17	平成26年9月9日	「30人以下学級完全実現」 を求める陳情	沖縄県教職員組合国頭 支部執行委員長 銘苅 満	総務常任委員会
18	平成26年9月9日	学校における「集団フッ化 物洗口導入」に反対する陳 情	沖縄県教職員組合国頭 支部執行委員長 銘苅 満	総務常任委員会
19	平成26年9月11日	「地方再生、地域の活性化 に逆行する給与制度の総合 的見直し中止」に関する要 請書	国家公務員労働組合沖 縄県協議会議長 山田 貞光	議員配布
20	平成26年9月11日	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書	沖縄県聴覚障害者協会 会長 下地 盛栄	総務常任委員会
21	平成26年9月19日	「生活保護基準引き下げ」 中止を政府に強く求めると ともに、「附帯決議」の内 容を周知徹底し、申請権・ 受給権を保障し、申請拒 否、就労強要などの「人権 侵害」は行わないことを求 める陳情書	沖縄県生活と健康を守 る会連合会会長 仲西 常雄	総務常任委員会
22	平成26年10月2日	平成27年度福祉施策及び予 算の充実について(要請)	沖縄県社会福祉施策・ 予算対策協議会会長 新垣 雄久	総務常任委員会
23	平成26年11月28日	年金積立金の専ら被保険者 の利益の為の安全かつ確実 な運用に関する意見書(決 議)の採択を求める陳情	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会会長 大城 紀夫	総務常任委員会
24	平成26年12月3日	「所得税法の寡婦控除規定 の改正を求める意見書」採 択に関する陳情	しんぐるまざあず・ ふぉーらむ沖縄 秋吉 晴子	総務常任委員会

# 平成26年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成26年12月15日

- 1. 開会、散会の日時
  - 開 会(平成26年12月15日 午前10時00分)
  - 散 会 (平成26年12月15日 午前10時42分)
- 2. 出席議員 (9名)
  - 1番議員
     大城佐
     6番議員
     前田
     孝

     2番議員
     新城一智
     7番議員
     安里重和
  - 2番議員
     新城
     一智
     7番議員
     安里
     重和
  - 3 番議員
     仲井間 宗 利
     8 番議員 吉 濱 覺

     4 番議員
     金 城 勇
     10番議員 平 良 嗣 男
  - 5番議員 宮城辰德
- 3. 欠席議員(1名)
  - 9番議員 東 武久
- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善村史編纂室長

財務課長 知念和史 教育課長 新城 寛

住民福祉課長 宮 城 豊 選 挙 管 理 島 袋 幸 俊 委員会書記長

企画観光課長 山 城 均 農業委員会 宮 城 久美子

産業振興課長 大城 武 監査事務局長 神里富松

建設環境課長 大嶺 実

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長神里富松 主 事 松川雄太

# 6. 議事日程(第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		村長所信表明	
6	議 案 第 5 4 号	根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更について	提案説明
7	議 案 第 5 5 号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議 案 第 5 6 号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)	提案説明
9	議 案 第 5 7 号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	提案説明
10	議 案 第 5 8 号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	提案説明
11	議 案 第 5 9 号	大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約に ついて	提案説明
12	議 案 第 6 0 号	大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例	提案説明 付託省略

#### ◎開会の宣告

○ 議長(平良嗣男) おはようございます。

ただいまから平成26年第9回大宜味村議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

# ◎会議録署名議員の指名

○ 議長(平良嗣男) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 宮城辰徳議員及び6番 前田 孝議員を指名します。

## ◎会期の決定

○ 議長(平良嗣男) 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの4日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月18日までの4日間に決定しました。

## ◎諸般の報告

O 議長(平良嗣男) 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会及び経済 建設常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分についての報告書及び地方自治法第235条の2 第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しを願いたい と思いますが、特に11月8日、ツール・ド・おきなわ開会式の前に、シークヮーサーキャンペーンを行 いました。議員5名の方に賛同していただき大変ありがとうございました。

そして11月12日、全国町村議長大会が東京でございましたが、沖縄県町村議長会の主催によって、沖縄国会議員との懇親会がございました。その中において、シークヮーサーを配布し、そこでシークヮーサーの啓蒙活動を行いました。

そして11月13日、北部市町村議会議長会の視察が山形県、新潟県でございましたが、両県においても シークヮーサーを持ち運び、居酒屋等でシークヮーサーの使い方、そしてシークヮーサーの啓蒙活動を 行い、また局長の同級生の居酒屋においても、局長にお願いをし、そこで宣伝をしていただきました。

また11月30日、八重山在住大宜味一心会総会及び敬老会に2名の議員の皆さん方が賛同し、参加して

いただきました。まことにありがとうございます。その中においても、シークヮーサーを12キロ入りの2ケースを持っていきました。その中で母村のシークヮーサーのおいしさを味わっていただきました。 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

O 議長(平良嗣男) 日程第4 行政報告を行います。 村長から申し出がありました。これを許します。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) おはようございます。

行政報告を行います。

お手元に配りました報告書のとおりでありますけれども、10月7日に就任以来、県議会議長や県知事、 関係機関の皆さんへの訪問挨拶、表敬訪問をいたしまして、また本村においても多くの皆さんの来訪が あり、お会いしてきました。

10月は、第40回老人・婦人合同運動会が開催されまして、第40回を迎えた老人・婦人合同運動会は心配された雨も降らず、さわやかなスポーツ日和の開催となりました。ナワヌイ競争やゴールーマーラセーなど、多種多様な種目に老若男女問わず、一生懸命真剣な顔、ハプニングがあり、笑いあり楽しい運動会でした。また大宜味中学校や名桜大学のボランティアの皆さんも一生懸命サポートをしていただき、私もゴールーマーラセーやナワヌイ競争などに参加をして楽しい汗をかきました。

11月は、皆さんのお手元に配っていますようにカレンダー式で報告をさせていただいていますけれども、11月6日から押川区を皮切りに、各区での地域行政懇談会を開催してきました。これまで改善センターで5月に行っていた村一円の行政懇談会を各区の公民館で行うことにより、村民の参加が容易になり、地域の身近な課題を直接聞くことができ利点があり、また次年度以降の予算の参考になるものと考えています。各区から上がってきた課題を早目に整理し、行政運営に生かしていきたいと思っております。なお、12月10日までに、17カ字全区の行政懇談会が終わりましたので、その対応については1月いっぱいでは各区のほう、あるいは議会のほうにも報告書を提出したいと思っております。

以上で月別の報告をいたしますけれども、次のページには今年5月28日以降に大宜味村内の公共入札があった件について落札結果を報告書として提出しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で行政報告を終わりたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) これで行政報告を終わります。

#### ◎村長所信表明

O 議長(平良嗣男) 日程第5 村長の所信表明を求めます。 村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 所信表明をいたします。

第9回定例会の議案説明に先立ち、所信の一端を申し上げます。

去った、9月7日に実施されました、議員選挙で当選されました皆さま、誠におめでとうございます。

これからの4年間、村民の皆さまの福祉と生活の向上の為に共に頑張って行きたいと思います。私も、10月7日に就任し、[大宜味村の特性を生かした村づくり]を基本理念に、『結の浜地区の土地の利活用と活性化』を中心に、若い世代を含めた多くの方が[大宜味村に住みたい]と思える村づくりを目指し、次の政策の実現に全力を挙げて取り組んで参りますので、村民や議員皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、全国的な少子高齢化に伴い過疎化や、社会保障費の増大に伴い村行財政運営は厳しい課題を抱えています。これらの諸課題への取り組みとして、まずはじめに、社会福祉分野では、訪問診療体制を整え「健康長寿」の実現に向け、高齢者の皆さんが安心して暮らすことができるよう身近な生活環境の整備を進めてまいります。また、大宜味村の将来を子供達が安全に過ごせる環境、若い世代の皆さんが不安なく仕事、育児、家事に励める子育て支援事業を推進し、充実に努めてまいります。

農林水産業・商工観光分野では、塩屋港湾整備事業の促進やシークヮーサーをはじめとした農林水産物の安定生産・安定販売の為の商工・物産センターの建設を推進して行きます。宿泊施設や店舗等を含めた企業誘致を積極的に行うことで、地元建設業を育成し、雇用の拡大を図ってまいります。

教育分野では、社会福祉と連動したシルバーセンターの設立や村営学習塾の開校による学力向上の強化を図ると共に地域人材の活用による人材育成・教育力を強化してまいります。

以上、今述べました政策を基本に、中長期を見据えた大宜味村の健全な行財政運営を行っていくための公共財産の整理、有効な利活用により、今後更なる村民の皆さんへの充実した行政サービスを第一とした政策の実現を目指してまいります。

最後になりますが、地方分権が進み職員の業務量は、今後益々増えてまいりますが、私を含め職員が、 一大宜味村民としての役割を果たし、住民ニーズにあった質の高いサービスを心掛けてまいります。

職員の先頭に立ち全庁一丸となり全力で頑張りますので、村民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、所信表明といたします。

平成26年12月15日 大宜味村長 宮城功光

よろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで村長の所信表明を終わります。

# ◎議案第54号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第54号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第54号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更について

平成26年6月11日締結した根路銘橋橋梁架替工事の請負契約について、下記のとおり減額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金 5,724万円
- 2 減 額 金 420万6,600円

平成26年12月15日提出 大宜味村長 宮城功光

### 提案理由

既設杭撤去工及び薬液注入工の変更と杭基礎工の追加に伴い、工種全体を精査した結果、減額変更の必要があり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

説明については、建設環境課長から行います。

〇 議長(平良嗣男) 産業振興課長。

(大嶺 実建設環境課長 登壇)

O 建設環境課長(大嶺 実) それでは議案第54号の補足説明を行います。

本工事は、平成26年第4回定例議会で可決された案件の変更契約であります。

今回の主な変更内容を説明します。

減額要素2点と増額要素1点ございます。

減額要素1点目は、既設杭撤去工の既設橋台基礎部にA1橋台側6本、A2橋台基礎部に8本の杭基礎が打ち込まれていると想定しておりましたが、既設橋台を取り壊し、現場を確認した結果、杭は確認できなかったことや、2点目は、薬液注入工は現地盤が海岸近くで水位が高く、砂礫土が堆積しているため、橋の土台となる底盤部の湧水対策として薬液注入工を計画しておりましたが、基礎杭工のオーガ掘削を行ったときに孔内壁が崩壊してしまい、崩壊対策として杭周辺の地盤改良(スラリー攪拌)を行った。その影響で橋台の底盤部が安定したため薬液注入工の必要性がなくなったためであります。

増額要素は、橋台の底盤部に地盤改良としてスラリー攪拌による地盤改良の追加変更が生じたので、 減額要素と増額要素を精査した結果、減額変更となっております。

また、上空の電力及びNTT電線施設が大幅におくれたことにより、工事の着手のおくれが生じたことで工程の見直しを行った結果、工期変更が必要となり、あわせて工期変更も行います。

工事名、根路銘橋橋梁架替工事、主な変更工種、①既設杭撤去工のA 1 橋台側 6 本からゼロ本、A 2 橋台側 8 本からゼロ本で、減額約217万2,800円。②薬液注入工、2 重管ストレーナ工法による薬液注入、A 1 橋台側45本からゼロ本、A 2 橋台側45本からゼロ本で、減額446万4,000円。③杭基礎工、スラリー攪拌による地盤改良の追加。増額65万9,000円となり、ほかにも細かい工種の増減があり、全体の精査した結果、減額変更となり、420万6,600円の減額となっております。

工期変更、履行期限を平成27年2月6日から平成27年2月27日に変更しております。

なお、変更詳細等を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

# ◎議案第55号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

# (宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例 上記の議案を別紙のとおり提出する。

> 平成26年12月15日提出 大宜味村長 宮城功光

# 提案理由

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)の改正に伴い、大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

O 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。

(宮城 豊住民福祉課長 登壇)

○ **住民福祉課長(宮城 豊)** それでは議案第55号について御説明いたします。

改正の内容は、出産育児一時金の「39万円」を「40万4,000円」に改め、「、必要があると認めるときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加えるものであります。

施行は、平成27年1月1日となっております。

また、附則に経過措置を設けてございます。

なお、説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第56号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第56号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第56号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)

平成26年度大宜味村の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,673万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,797万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年12月15日提出 大宜味村長 宮城功光

内容については、課長から説明いたします。

〇 議長(平良嗣男) 財務課長。

(知念和史財務課長 登壇)

O 財務課長(知念和史) 議案第56号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、2億4,673万1,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

12款使用料及び手数料12万円の増額ですが、火葬場の使用料の増であります。

13款国庫支出金7,483万円の増額ですが、障害者自立支援給付金に係る国庫負担金15万8,000円、災害 復旧費に係る国庫補助金7,467万2,000円の増であります。

14款県支出金8,530万4,000円の増額ですが、障害者自立支援給付費に係る県負担金7万9,000円、災害復旧費等に係る県補助金8,518万5,000円、海浜清掃県委託金4万円の増であります。

15款財産収入5万3,000円の増額ですが、漁港占用料であります。

16款寄附金69万2,000円の増額ですが、村づくり応援寄附金12件分でございます。

17款繰入金350万円の減額ですが、財産形成基金取り崩し金であります。

19款諸収入13万2,000円の増額ですが、主なものとして、前年度精算金等の増であります。

20款村債8,910万円の増額ですが、過疎対策事業債520万円、災害復旧事業債8,390万円の増額となっております。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、歳出の主な概要を説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

1款議会費18万9,000円の減額ですが、特別職期末手当によるものです。

2 款総務費488万6,000円の増額ですが、主なものといたしまして、一般管理費で生活路線バス確保対 策補助金の増額によるものです。

3款民生費41万8,000円の増額ですが、主なものとして、社会福祉費で障害児通所費の増によるものです。

4款衛生費126万9,000円の増額ですが、主なものとして、保健衛生費で子ども医療助成金、清掃費で燃料費の増によるものです。

6 款農林水産業費651万1,000円の減額ですが、農業費の肥料購入補助金、シークヮーサー生産補助金 は増額となっているものの、新規就農総合支援事業と担い手への農地集積推進事業の減額によるもので す。

7款商工費12万7,000円の増額ですが、謝礼金と修繕費によるものです。

予算書の3ページをお開きください。

8 款土木費131万円の増額ですが、主なものとして、道路維持費で31万5,000円、河川費で4万5,000円、住宅費で95万円の増によるものです。

10款教育費159万1,000円の増額ですが、主なものとして、中学校費で修繕費、幼稚園費で燃料費、社会教育費で一括交付金を活用し児童生徒県外派遣支援の増によるものです。また予算の増減はございませんが、学校建設費の財源の地方債の過疎債を事業ごとに細々節で分割いたしました。

11款災害復旧費 2 億8,940万9,000円の増額ですが、農林水産災害復旧費で 1 億8,218万円、土木施設 災害復旧費で 1 億722万9,000円によるものです。

13款諸支出金80万3,000円の増額ですが、結い基金の積み立てによるものです。

14款予備費4,638万2,000円の減額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

4ページには地方債の補正を記載しております。限度額10億5,566万1,000円から8,910万円を増額し、11億4,476万1,000円となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いい たします。

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

# ◎議案第57号の上程、説明

O 議長(平良嗣男) 日程第9 議案第57号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を 議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

〇 村長(宮城功光) 議案第57号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 平成26年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、 「第1表歳出予算補正」による。

> 平成26年12月15日提出 大宜味村長 宮城功光

あとは課長に説明させます。

O 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。

(宮城 豊住民福祉課長 登壇)

O 住民福祉課長(宮城 豊) 議案第57号の概要について御説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

歳入はなく、歳出のみの補正となっております。

2 款保険給付費19万5,000円、11款諸支出金50万8,000円をぞれぞれ増額し、増額分を12款予備費70万3,000円を減額しております。

なお、詳細については、委員会で御説明いたしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いい たします。

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

### ◎議案第58号の上程、説明

O 議長(平良嗣男) 日程第10 議案第58号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を 議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第58号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) 平成26年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、 「第1表歳出予算補正」による。

> 平成26年12月15日提出 大宜味村長 宮城功光

内容については、課長のほうから説明いたします。

〇 議長(平良嗣男) 建設環境課長。

(大嶺 実建設環境課長 登壇)

O 建設環境課長(大嶺 実) 議案第58号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の概要を説明します。

今回の補正は、1款簡易水道総務費の不足分110万7,000円を4款予備費からの補正となっております。 歳出の主な概要を説明します。

1 款簡易水道総務費110万7,000円の補正ですが、燃料費、光熱費、修繕費、工務費の不足分等による ものです。

4款予備費110万7,000円の減額ですが、1款簡易水道総務費への充当によるものです。

以上が歳出の概要です。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明します。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第59号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第11 議案第59号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負 契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第59号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約について

大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金5億8,860万円
- 4 契約の相手 住 所 大宜味村字喜如嘉1117番地1

商 号 株式会社 丸孝組

氏 名 代表取締役 前田 孝明

平成26年12月15日提出 大宜味村長 宮城功光

# 提案理由

本件については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、課長から説明いたします。

〇 議長(平良嗣男) 教育課長。

(新城 寛教育課長 登壇)

**〇 教育課長(新城 寛)** それでは補足説明を行います。よろしくお願いします。

本村では、大宜味村立学校適正化基本計画に基づき、平成28年4月より結の浜地区内に村立学校の整備事業を行っております。それに伴い、屋内運動場整備を図るものであります。

事業名といたしましては、学校施設環境改善交付金、それと学校施設整備負担金を利用しての事業で ございます。

工事名、大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事。工事場所、大宜味村字塩屋1306番地の6。 工事概要としまして、構造は鉄筋コンクリート造り。一部鉄骨造りの2階建てでございます。また、建築基準法による床面積は2,876.45平方メートルとなっております。

なお、2年度にまたがる契約でございます。債務負担行為につきましては、当初予算のほうで行って おります。

また、予定工期としまして、平成27年11月30日までを予定しております。

平面図等を添付しておりますので御参照ください。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

# ◎議案第60号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第12 議員提出議案第60号 大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例 を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) それでは議案第60号の提案説明いたします。

議案第60号 大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年12月15日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 新城一智 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 吉濱 覺 安里重和 賛成者 大城佐一。本日、出席議員全員発議によるものでございます。

提案理由 地方自治法の改正に伴い市町村基本構想の議決の義務づけが廃止されたが、基本構想など の重要な案件については議会の議決を要する必要があることからこの議案を提出する。

条例の内容について読み上げながら説明いたします。

大官味村議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会において

議決すべき事件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 村政の最高理念であり、本村の将来像を描き出し、地域づくりの基本理念と基本目標を示すものをいう。
- (2) 基本計画 村政の基本的な計画であり、将来像及び基本目標を具体化するための基本施策、手段等を総合的かつ体系的に組み立てるものをいう。
- (3) 各行政分野における基本的な計画 前各号に掲げるものの他、5年以上を一期とする村行政に 係る重要な計画をいう。

(議会の議決)

第3条 村長は、基本構想及び基本計画の策定、変更(軽微な変更を除く。「以下同じ」)又は廃止 するときは、議会の議決を得なければならない。

(議会への報告)

第4条 村長は、各行政分野における基本的な計画の策定、変更又は廃止をしたときは、遅滞なくこれを議会に報告しなければならない。

附則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

この平成27年1月1日からの施行につきましては、大宜味村総合計画策定条例第4条との関係により、 平成27年1月1日に施行すると定めております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第60号 大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例の質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号 大宜味村議会の議決すべき事件を定める 条例については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第60号 大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第60号 大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第60号 大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例は、原案のとおり可決されました。

# ◎散会の宣告

O 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前10時42分)



# 平成26年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成26年12月16日

- 1. 開議、散会の日時
  - 開 議(平成26年12月16日 午前10時00分)
  - 散 会 (平成26年12月16日 午後12時34分)
- 2. 出席議員 (9名)
  - 1番議員 孝 大城佐一 6番議員 前 田 2番議員 新 城 智 7番議員 安 里 和 重 3番議員 仲井間 濱 覺 宗 利 8番議員 吉 4番議員 金城 勇 10番議員 平 良 嗣 男
  - 5番議員 宮城辰德
- 3. 欠席議員(1名)
  - 9番議員 東 武久
- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城功 光 会計課長 袋 経 子 島 総務課長兼 島 袋 幸 教 育 寄 景 善 俊 長 友 村史編纂室長 財務課長 念 教育課長 城 寬 知 和 史 新 選挙管理 住民福祉課長 宮 城 豊 袋 幸 俊 島 委員会書記長 農業委員会 企画観光課長 山城 均 前 貞 夫 田 農業委員会 産業振興課長 大 城 武 城 久美子 宮 局 建設環境課長 大 嶺 実 監查事務局長 里 富 神 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長神里富松 主 事 松川雄太

# 6. 議事日程(第2号)

日程番号	事件番号		件	名	摘	要
1		一般質問				

#### ◎開議の宣告

○ 議長(平良嗣男) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

### ◎一般質問

○ 議長(平良嗣男) 日程第1 一般質問を行います。 通告順により、発言を許します。

◇ 前 田 孝 議員

O 議長(平良嗣男) 農道の整備について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

**〇 6番(前田 孝)** 質問に入る前に、宮城功光村長就任おめでとうございます。就任後、初めての 定例会ということで、また初めての一般質問。私もトップバッターとして非常に光栄に思っていますの で、どうかいい回答をいただけるものと期待しておりますのでよろしくお願いします。

それでは農道の整備について質問いたします。

謝名城土地改良区内の2路線が未だに未舗装となっておりますが、その整備計画についてお伺いをいたします。

1点目には、宇茂久橋から椎茸栽培施設に至る路線は、台風や大雨のたびに路面が流されている状況であります。また、一名代地内の路線については、排水溝を横断する整備がなされていないため、農地への大型トラクター等が乗り入れできないのが現状であるので、併せて早急な整備が不可欠だと思いますが、その整備についてどうお考えですか、お伺いをいたします。

〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議員の質問の箇所については、現地を確認したところ早急な整備が必要と判断 し、村単独予算で整備を検討してきましたが、財政の厳しい中、補助事業による整備がでないか県と調 整をしたところ、平成27年度採択し、平成28年度実施に向け検討、ヒアリングを行い整備を進めていく こととしております。

なお、応急処置については、早急に対応したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

- 〇 議長(平良嗣男) 6番 前田 孝議員。
- O 6番(前田 孝) ひとつ平成28年度実施に向けて努力していただきたいと思いますが、その時点で一名代地内の排水溝との関連でお伺いをしておきたいと思います。

今の排水溝は、幅員が約80センチで高さが30センチか40センチぐらいしかないんですよ。そうすると 農地の法面と農道の法面の土砂が流出して、堆積したりして、排水能力に対して非常に支障が出ている んですが、その排水溝を農道の高さと農地の高さまで嵩上げしてやると土砂流出の防止にもつながると 思うんですが、設計の中でその辺のことも考慮に入れていただきたいと思うんですが、その辺どうお考 えですか。

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- O 村長(宮城功光) 今の質問の件については、先ほどからありますように赤土の流出等があるということであります。この件についてはしっかりとそういう排水溝を改良したり、当面対策としてどういうことができるか、もう一度調整しながら進めていきたいし、また事業採択されますとそれに見合ったような形で排水溝の整備もしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。
- 〇 議長(平良嗣男) 6番 前田 孝議員。
- 6番(前田 孝) ひとつそういう方向で考慮に入れていただきたいと思っています。

もう1点、椎茸栽培施設までの農道について、土地改良したところから約30メートルほど、農道として個人で開設したりして利用しているんです。その宇茂久川の、向こうにはシークヮーサーも大分栽培されているんですが、そこまで延長して整備していただくとですね、宇茂久川に到達するところまで非常に便利な農道になるんじゃないかと思うんですが、土地改良区内だけでの農道じゃなくて、それから約30メートルほど延長してやることも考慮していただけたら幸いかなと思うんですが、その辺ひとつ、県との調整の中で30メートルほどの延長も考慮していただきたいと思っていますが、それについてどうお考えでしょうか。

- O 議長(平良嗣男) 産業振興課長。
- O 産業振興課長(大城 武) やっぱり現地を十分調査して、土地改良区内だけの整備という考え方 じゃなくて、その周辺も今後生かせるような整備を行っていきたいと思います。ただ、補助事業の対象 になるかどうかというところもあると思いますので、これから県との調整に入っていきますので、そこ ら辺、なるべく補助事業を多く取れるような形でのヒアリングを進めていきたいと思います。以上です。
- 議長(平良嗣男) 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

# ◇ 吉 濱 覺 議員

O 議長(平良嗣男) 次に医療・介護・保険・福祉までの一連のサービスの提供について、吉濱 覺 議員。

8番 吉濱 覺議員。

O 8番(吉濱 覺) 質問に入る前に、私にとっては初めての一般質問でありますので、挨拶をさせていただきたいと思います。

皆さん、おはようございます。第9回定例会の一般質問に機会を与えられたことに対し、支持した 方々に感謝を申し上げるとともに、また責任を感じております。これからの4年間、議員活動を頑張っ ていく所存でありますので、なにとぞ理解と御協力お願い申し上げます。

去る9月7日執行されました村長選挙では、島袋義久村政の12年の継承か、また改革かを問う選挙だったと認識しております。大差で当選されました宮城功光村長おめでとうございます。これから4年間、村民の期待に応えられるような村政の運営をよろしくお願い申し上げます。では、本題に入っていきたいと思います。

一般質問の通告書は事前に渡しておりますので、質問の趣旨は伝わっていると思います。村長は、施政方針の中で、訪問医療体制を整え、健康長寿の実現に向け、高齢者の皆さんが安心して暮らすことができるよう、身近な生活環境の整備を進めてまいります。また、大宜味村の将来を子どもたちが安全に

過ごせる環境、若い世代の皆さんが不安なく、仕事、育児、家事に励める子育て支援事業を推進し、充 実に努めてまいりますという表明をしております。

また平成24年3月30日、大宜味村健康づくり推進協議会より、大宜味村健康づくり推進についての答申に沿って質問していきたいと思います。

大宜味村健康づくりについて、健康は私たち生きがいに満ちた豊かな人生を送るために重要な基礎である。というふうな冒頭でですね、その具体的目標として主に医療保険の分野で国が進める在宅医療、訪問診療プラス往診を強力に推進していくこと。それから次に、ほかの診療分野、整形外科、眼科、小児科等、このことについては総合医療という表現も今されておりますが、臨機応変に対応できるような設備体制を整えること。福寿村に相応しい保健・医療・福祉の一連一体化を目指した総合保健医療福祉センターの設置を早急に進めること、そして健康づくりについて伝統的な食を初めとする、生活様式の変化などで生活習慣のゆがみから生じる疾病が本村の壮年には多く、解決すべき大きな課題となっている。村民の健康増進を図るためには、健康増進施設等を整備し、運動も含め、保健・医療・介護・福祉の連携などのとれた指導体制づくりを図ること。この件がどうなっているか具体的に説明をしていただきたいと思います。

それから大宜味村増進計画について。

がんや疾病、脳血管疾患等の生活習慣病は我が国の代表的な死亡原因であり、個人の生活の資質を著しく低下させている。こうした生活習慣病の予防と治療において、個人が持続的に生活習慣を改善して病気を予防していくなど、積極的に健康増進を図ることが重要であるとして、平成14年8月に健康増進法を制定し、同法において都道府県や市町村に健康増進計画の策定を位置づけた。

大宜味村健康推進計画の策定について。平成13年度に大宜味村健康づくり推進協議会で作成した健康 大宜味21(がんじゅうおおぎみ計画)や沖縄県が平成20年度に作成した健康おきなわ21、また平成24年 度が最終目標年度である特定健診の成果や連携を考慮し、持続可能な計画を作成すること。また大宜味 村増進計画の作成に当たっては、保健指導などの行政サービスが低下しないように対処すること。この ことを現在作成しているのかお聞きしたいと思います。

それから最後になりますが、医療サービスについて。

本村においても少子高齢化の進展による老人世帯、独居老人、認知症、入院期間の長期化や在宅医療患者の増加に伴い、保健・医療・福祉サービスに対するニーズに適切に対応するために、地域において保健・医療・福祉の連携がとれた形で提供された質の高い総合的なサービスが受けられるよう提供体制を整備することが必要になっている。保健医療などの充実のために不可欠である村立診療所の医師の役割は、村民を対象とした地域のかかりつけ医であり、村民の主治医である。地域のかかりつけ医の活動の目的は生活の質の向上、目的は自立対象は健康や日常生活活動などの維持にあり、活動する場所は患者が生活する地域で、そして保健・医療・福祉を初め、ほかの専門職と共同して患者の地域での生活を支援する役割を果たすことにある村立診療所での外来診療や健診について、基本的に通常の診療所で行われる医療サービスや住民健診の特定健診メニューにオプションを加えた健診や人間ドックが受けられること。在宅医療は病院で治療を終え、住み慣れた家で病気や障害を抱えての生活には、家族や多くの関係者の協力は欠かせない。特に地域の診療所と病院との医療連携は不可欠である。この連携システムの根幹は病院の入院機能を初め、専門医療器のつまり適正な診療と治療との機能、そして診療所のかかりつけ医療機能、つまり医療の継続だけではなく、介護の他職種と共同して生活を支える機能である。

在宅医療は外来診療の延長線上にある医療で、訪問看護、往診、看取りの診療を基本的に連携した医療サービスを確立すること。そういうことで回答が出ております。その辺の具体的な今の進捗状況を説明してもらい、そしてまたこの増進計画などがどうなっているかということも先ほど述べましたけれども、そのこともあわせて答弁をいただきたいと思います。

〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) お答えしたいんですけれども、正直言って通告書にないところがあってなかなか答えるのが難しいところもありますので、わかる範囲で課長のほうから詳しくは説明させたいと思います。

議員の提言されております、医療・介護・保健・福祉の連携のとれた質の高い総合的サービスが求められているのは十分承知はしているところでございます。村立診療所は、今年度から北部地区医師会と委託契約を結び診療を行っております。訪問診療及び訪問看護をそれぞれ月1回行っている現状であります。今後、北部地区医師会と協議をいたしまして、議員の提言のありました訪問、往診の診察、または看取りにつきましても早急に推進してまいります。

また、村といたしましては、健康づくり推進協議会や地域ケア会議等を活発に活用し、照準が大宜味村の復活に向け、行政、診療所、薬局、地域包括センター、社会福祉協議会、介護福祉施設と連携し、村民が安心して暮らしていけるよう、より高い総合的なサービスを提供できるよう積極的に取り組んでまいります。

あと先ほどの質問の中で、住民福祉課長が答弁できる範囲でひとつ御理解いただきたいと思います。 よろしくお願いします。

O 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。

(宮城 豊住民福祉課長 登壇)

O 住民福祉課長(宮城 豊) お答えいたします。

先ほど来あります大宜味村健康づくり推進協議会に関しては、前年度まで活発でなかったと、そういうぐあいに担当からは聞いております。しかしながら、今年度7月3日に大宜味村健康づくり推進協議会第1回目の会議を持っております。作成はしているかということでありましたので、今のように協議会は進んでいるというふうに御理解していただいて構いません。

先ほど来ありますように、診療所の件に関しては先ほど村長から答弁がありましたように、平成26年度、今年度から北部地区医師会と委託契約を結びまして、現在診療を行っております。

訪問看護に関しては、月の計画であったときに先生が出向いていって1回程度は行っているということでございます。往診に関しては、現在行っておりません。

続きまして、予防とか福祉につながるような総合サービスが必要という議員の御指摘なんですが、私ども保健師を含め、管理栄養士ですね、特定健診を行って引っかかったと言うとあれなんですけれども、特定保健指導を行って、適宜、適切な指導を行って村立の診療所に紹介したり等、いろいろそういう手助けを行っている現況ではありますが、まだ100%、じゃあそういう特定健診の指導が必要である方を100%全てやっているかというと、そこまでは達している状況ではありませんので、今後引き続き課といたしましては、村民が安心して、安全な生活ができるよう、今後は努力をしてまいりたいと思います。以上です。

- 〇 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。
- 8番(吉濱 覺) 健康増進計画の策定について、推進協で進められているという表現でしたけれども、本来、前の答申に説明では推進協が計画していることになっているんですが、それは市町村が計画するものです。たまたまこの増進計画が作成された年に一挙に出されているものですからそういう形になっておりますが、本来は市町村が策定するものです。それがずっと置き去りにされて、今の大宜味村の医療・介護・保健・福祉の一連のサービスが本当に十分なされていないというふうに村民は感じております。

それで前に介護保険制度ができる前の大宜味村立の診療所の紹介の中で、週間スケジュールがありま す。診療部ということで、一般訪問診察も入っています。もちろん往診もしています。夜間救急診療も 行っております。そのときに医者が医師住宅に住んで、村民を24時間態勢かかりつけの医者としてやっ てきたわけです。最近、埋立地に診療所ができて、医師住宅ができています。医師住宅はずっと住まな いままそのままにされています。村民が本当にそれで安心して暮らせるかということなんですよ。そし てこちらから急性期病院に紹介して、急性期病院に一旦入院して、治療を施して、様態が安定すると、 またかかりつけの医者に戻ってくるはずですが、その辺のサービスが滞って行きどころなく、ほかの施 設にまた回されるとか。在宅医療が充実していないということです。その辺のことを医師会と契約して いるからということなんですが、私は先週でしたか医師会の会長に会ってきました。確かに契約は契約 ですけれども、医者が急にいなくなったとか、何とかあった場合に医者を派遣する契約ではないと、対 応する話ではないと。医師会自体も、医師会の病院も同じことなんですが、県立病院ももうパンク寸前、 その悪循環をつくっているのはうちの大宜味村の村立診療所も一因があると思います。急性期病院に紹 介状を出して入院してもらって、それを今、国の医療制度は急性期病院とかかりつけの病院の、診療所 の役割があります。そして、また医療費がかさむということでみんな在宅でできるものは在宅だという ことで率先して勧めておりますので、その辺を含めて、また健康増進計画もつくっていないと、医者の 問題もありますが、医者の問題というか、診療所の問題がありますけれども、この医療・介護・保健・ 福祉の一連のサービスをもとにするというふうな健康増進計画がほとんど手をつけられていないような 状況で大宜味村はこうなっているということで私、先ほどから言っているんですが、それをやるために、 今、大宜味村は人事交流というか、研修をほかの機関に出向させてやっております。それを逆に医療・ 介護・保健・福祉の一連のサービスの先進地から職員を逆に受け入れて、体制を整える必要があるん じゃないかなと私は思っております。それも含めて答弁していただきたいと思います。

- O 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。
- 〇 住民福祉課長(宮城 豊) お答えいたします。

ちょっと私も勉強不足で大変申しわけなかったんですが、健康増進計画については、ちょっと掌握していないので、また今後引き続き勉強して取り組んでまいりたいと思います。

先ほど来ありますが、医師住宅に住んで24時間態勢で村民のそういう安心した医療体制ということで、 議員は御指摘あると思うんですが、今現在、それはできていない現況は御承知のとおりだと思うんです が、それは確かに理想ではございますが、果たしてそういう医師等が、本当にそういうサービスができ る医師が選定できるかどうかというのも非常に今としては不安な現況ではあると思います。医師会の先 ほどの契約がありましたけれども、医師会もそういう自分たちが例えば契約している医師が解任すると いうことで、じゃあ次にすぐ準備できますよということは申し上げにくいと。医師会においても医師不 足というのははっきり申し上げているので、かなり医師探しに関しても、非常に医師会としても苦慮している現況ではないかと思います。

人事交流という提案もありましたけれども、これは私のほうからできるとかできないとかというお答えはできませんけれども、ひとつの議員の提案として受け止めておきたいと思います。以上です。

- 〇 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。
- 8番(吉濱 覺) 今、住民福祉課長から答弁がありましたけれども、ほかの地域では医者不足と言われながら、この夜間診療を見ていただける医者を自治体の長が積極的に交渉して対応しているところもあります。県内でもあります。全国ではテレビでときどき紹介されております。それは村長、または課長の誠意だと思います。前に大宜味村にも夜間診療も往診もやってもいいという先生もいました。だからタイミングさえよければ、時間かけて交渉すれば可能だと思います。また健康づくりも1日もほったらかさず早目にできることを望んでいますのでよろしくお願いします。以上。
- 議長(平良嗣男) これで医療・介護・保健・福祉までの一連のサービスの提供についての質問を 終わります。

その前に、吉濱 覺議員に申し上げたいんですが、次の件に入る前に、文言を長々と読むんじゃなく、 通告に沿った簡明な質問をお願いしたいと思います。

次にシークヮーサー安定生産等の支援について。吉濱 覺議員 8番 吉濱 覺議員。

O 8番(吉濱 覺) シークヮーサー安定生産等の支援について。

通告書に要旨は出しておりますけれども、近年農家が出荷調整などいろいろあります。村はこれまでに村花、村木に指定するなど、また議会でシークヮーサーの里宣言を行っております。大宜味村シークヮーサー振興協議会の2009年度の総会で振興戦略策として、本村のシークヮーサー振興の歴史を振り返ると、販売不振の時期があったり、多数のパッカーの介入で出荷分散化から生じた価格低迷に直面するなど、幾多の苦悩と停滞の時期を経験してきたということで、シークヮーサーブームが終わって、農協と大宜味村シークヮーサー振興組合加工用の流通の経路を示しておりました。ところが今、農協も出荷調整するなど、ほかの民間の業者も出荷調整されております。行きどころのない農家の人たちが廃棄するような状況になっております。

それで大宜味村はシークヮーサー振興室を立ち上げ、また苗木も供給するなどやっているにもかかわらず、どういうことでこういうことになって、また今の現状をどういうふうに打開するのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

〇 村長(宮城功光) お答え申し上げます。

平成23年に1,058トン、平成24年に758トン、平成25年に1,902トン、平成26年については前年を大きく上回る見込みで生産上の把握がまだ十分できていない状況であります。現在も1,524トンの出荷されている状況です。各加工業者から12月末まで完熟果汁を搾汁する連絡を受けておりますが、数量については明確ではありません。また、各加工業者の在庫状況を確認したところ、ほとんどの業者が在庫を持っている状況で、原因としては末端での消費が伸びていない状況ということでした。

今後、平成21年4月に策定した大宜味村シークヮーサー振興戦略を栽培から末端の消費拡大にまで全

面的に見直し、農家が安心して栽培できるようにしたいと思っております。また今後、生産量が増加しても対応できるよう、加工施設の機能の拡大と冷凍施設の設置等を検討していきたいと考えております。 以上、詳しいことについては産業振興課長から答弁を申し上げます。

この件については、私の答弁で御理解いただきたいと思っております。

- O 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。
- 8番(吉濱 覺) 今、村長から説明がありましたけれども、確かにこれまでは農協を中心として 一元集荷ということでやっておりましたけれども、ほかの業者もあって、農家の方々が二股、三股かけ るような状況もありました。売れ残るからどうしても高くで売りたいという気持ちも働いてですね、そ ういうことになっていると思います。

ところが今、農協も駆け込み寺みたいな感じになってですね、需要と供給のバランスが崩れて、売れないものも買うような状況になっていると思います。それで本当にこのシークヮーサー推進協議会の中で絶対量を業者と考えなければならないことだと思っておりますけれども、この農家、そして加工業者、行政、一緒になって総力戦でリスクを回避するという姿勢から、またこちらで最初村の指定管理者制度を受けていた業者が最近大宜味村に工場を構えたいということで進められております。またその業者はシークヮーサーを一番さばいているというか、販売している会社でもあり、ただし、その会社は現在、大宜味村からとっているのは3割方ということで、それでここに来るときに補助事業とか大宜味村で対応できるかなというふうな話もあります。ぜひとも積極的にかかわりを持ち、大宜味村内の生産物を買ってもらえるよう工面していただきたいと思います。

また、本部ウエルネス株式会社、農産物加工場がことし落成して事業を執行しております。そこで聞いたことは、一括交付金の特別枠でこの事業をしたらしいです。そうしたら国、県、町からの補助金を得て、農業生産法人を立ち上げて農家と信頼を持ってやっていくと。そういうことも参考にしながら、将来これからますますシークヮーサーが増産される傾向にありますので、先ほど言ったように農家、加工業者、行政が一体となって売れ残りがないようにいろいろ知恵を出して施策を進めていただきたいと思います。

済みません、最後にそういうことでもう一度お願いします。

- O 議長(平良嗣男) 産業振興課長。
- **産業振興課長(大城 武)** お答えします。

今、シークヮーサーの生産状況というのが大宜味村もそうなんですけれども、県全体的にもかなり伸びていく状況にあります。しかし、末端での消費というのがほとんど伸びない状況にありますので、今後の検討として、振興戦略というのを全面的な見直しをして、大宜味村のみならず、県全体的な動きの中で各加工業者等も協力してもらって、それとまた販売経路の拡大をしないことには、もう生産は上がっていく状況ですから、いかに末端で消費できるかというところを今後振興戦略を全体的に見直して振興していきたいと思います。以上です。

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- 村長(宮城功光) 今、吉濱議員からいろいろとシークヮーサー振興についてお話がございましたが、私もこれからの大宜味村の農業というと、シークヮーサーの生産、柑橘類の生産が増加してくるというのも期待をかけているところでありますけれども、やはり農家の皆さんがしっかりと生産しても、安心して生産できるような工夫をするためにも、どうしても消費運動も兼ねて進めなければならないと

思っております。特に、村民が常にシークヮーサー、あるいは大宜味村の産物を活用するという仕組みをしっかりとこれから構築していきたいと思っておりますけれども、できるだけ村行事等においても、いろいろな大会等においても、大宜味村のシークヮーサー、あるいは大宜味村の農産物をできるだけ広くアピールしていくような方法をとっていきたいと思っております。

それから工場等の増設については、いろいろと私も考えておりますけれども、大宜味村産というか、 大宜味ブランドというのは、やはり大宜味村のものだけを使ったものを加工してもらうということが基本だと私は思っておりますけれども、大宜味村にそういう工場をつくって、ほかの村の農産物も入れて加工している、そういう状況で大宜味村産とされてしまうと大変困る状況がありますので、その辺もしっかりと加工業者のほうにはお願いしまして、大宜味産としての販売をするんであれば、大宜味産の農産物だけの加工をやってほしいということを強くお願いしていきたい。というのはですね、そういう業者に対して補助事業を入れようと思っても、やはり大宜味村の農業振興を図るためには村民の財政をある程度補うわけですから、その辺をしっかりと大宜味村内の農家の皆さんがつくるそういう農産品を加工してもらうような方法をこれから進めてまいりたいと思っております。

今、シークヮーサーに対しては、1キロ20円の補助を出しております。堆肥についても50%補助を出しております。大変財政は厳しい中ではありますけれども、相当、今回当初予算よりオーバーした状況でありますので、その辺また村民に理解をしてもらうためにも、これからしっかりとこういうシークヮーサー振興についても行政としては対応していきたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長(平良嗣男) これでシークヮーサー安定生産等の支援についての質問を終わります。 次に子供たちの安全・安心な学校生活の確保について、吉濱 覺議員。 8番 吉濱 覺議員。
- O 8番(吉濱 覺) 子供たちの安全・安心な学校生活の確保について。

大宜味村自ら、村地域防災計画の津波危険想定区域に指定している海浜埋立地「結の浜」への村立小中学校移転の計画について伺います。

「結の浜」は、沖縄県津波被害検討委員会が出した津波被害想定によると浸水深が地盤から2m以上5m未満です。村はここを1.5m嵩上げして標高6.5mとする計画ですが、それでも高さが足りず、どのように取り繕おうと、やはり浸水は否めません。

子供たちや地域住民の命を守るために、津波の浸水が予想される地域では、津波が到達しない安全な高台へ学校移転の推進。今後の学校施設については、教育機能のみならず、予め災害時の避難場所として必要な諸機能を備え、安全性・防災機能強化が国策として進められている中、「結の浜」への学校移設は、全国的な動きに逆行しております。

しかし、目先の利便性が優先され、村民が納得・安心できる避難経路の提示も曖昧で安全が十分確保 されないままに工事が着工されております。

このことは、子供の命が危険にさらされるばかりでなく、本村の可能性を自ら閉ざす愚かな行為であり、先の大震災で残された様々なデータや教訓を活かすことなく、危険を予測しながら、結の浜への学校移設を強行し、災害が出た場合、"未必の故意""人災"は経営責任を免れるものではありません。

村は、公共施設等跡地利用に関するアンケートをとっておりますが、喜如嘉小学校は標高9mと11mの地盤に校舎が建っており、沖縄県津波被害検討委員会の津波被害想定による浸水はなく、裏山の高台

に避難することによって確実な安全確保が可能であり、本村に学校設置を模索している学校法人を積極的に受け入れたいと村民に紹介しております。また、小規模特認校開設の検討なども視野に入れて、本村の子供たちに津波の浸水がない安全・安心な学校を確保できる選択肢の可能性について伺うとともに、子々孫々まで安心・安全な村づくりを約束する村長の御英断を確認していきたいと思います。

それでまたこの計画を進めた教育委員会と村長あるんですけれども、前の村長は教育委員会に対して 熟慮ある審査の結果こうなったと。また教育長は、基本構想、基本計画に基づいてやったと。それは東 日本大震災が起こる前のことであって、それを反映していなかったと思います。

それでまず教育長に聞きたいのは、説明会などで文科省が東日本大震災を踏まえた学校施設の整備に ついての緊急提言の説明がほとんどがなかったと思います。このことについては、平成23年7月、それ から沖縄県津波想定検討結果については平成25年1月28日、そのことをいって、最終的にその関係で避 難経路の話とか浸水する、今の学校が90センチ浸水するという資料は3月の定例会決定するときに出た のか、12月に出たのか、ちょっと私も掌握していないんですが、もう決める直前に何で話し合いのとき にそういう科学的なデータが出ているにもかかわらずやらなかったのかと。最近の被災地の遺族から出 ている訴訟問題については、瑕疵予想立てられるものについてはみんな敗訴しています。大宜味村は喜 如嘉小学校からといいますと、校舎の建っているところは浸水予想立っておりません。それで今新しく 建てられるところは浸水するというふうな状況になっておりますけれども、沖縄県は全国でもその対策 が2番目にとられていないと。なぜならば、県の教育庁はグラウンドとか一部が浸水していても校舎が 浸水しないから対策はとられていないと。その発言からすると、大宜味村は逆になっているのではない かと。何でそういう事実を伏せて、ただ決まっているから、嵩上げするからというふうな形で。また海 岸についても6.5メートルでそのまま東日本大震災のシミュレーションの、県が想定したものでは津波 が浸水します。そういう状況の中で私はこういう進め方が犯罪じゃないかなというふうに思われるんで すよ、ひた隠しに。その利便性だけを追求して安全性を、嵩上げするから安全だ、安全対策をとってい るんだということでそういうふうになっております。

それと、あとまた村長に対しては、この学校跡地利用の件で本土の学校法人から大宜味で、塩屋でかな、展開したいんだというふうな情報があるそうですが、やっぱり村内に住んでいても新しい学校には不安な方がいて、もう引っ越された方もいます。またあそこが開設するときには出ていくかもわからないというふうな人もいますので、ぜひともこの学園、また特認校を模索しながら跡地利用というかな、また新たに学校施設、地域の子供たちが学校へ通えるようにある程度、ある程度じゃなくて対応とれるように、ここに住んで学校へ行けるように考えていただきたいと。

じゃあ、教育長も何で情報を提供しなかったのか。一応、答弁していただきたいと思います。村長も よろしくお願いします。

### 〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

#### 付長(宮城功光) お答えいたします。

特に学校の件についてでありますけれども、学校規模や建築場所については、やはり教育委員会を中心に検討を重ね、総合的な見地から結の浜への中学校の移転、小学校の統合による建築を決定しております。それに伴う補助金も確定し、校舎建設等の工事についても議会の承認を受け、建築に着手しております。

よって、それらを踏まえて現計画場所での、平成28年4月1日開校に向けて取り組んでいくことにしております。安心、安全な学校の確保のため、避難路対策として、学校から村道念蒲エーガイ線へつなげる避難路整備を平成27年度に整備実施するとともに、今後引き続き国道58号の横断についての対策や今後建築が予定される民間アパートの避難タワーとしての位置づけを検討してまいります。

なお、先ほどからありますように、そういう津波被害とか、いろんな面で非常に喜如嘉のほうがいいとか、悪いとかいろんな話がありますけれども、実は12月に発表されております津波避難困難地域という地図があるんですけれども、実はこの中には大宜味村は全く困難場所ではないというふうに位置づけられております。そういう中では、なぜかと言いますと、山手にすぐ逃げることができるというふうなことで示されておりまして、5分以内では十分避難することが可能だという見方ですね。これは20分程度のそういう見方なんですけれども、そういうことで十分対応は可能だというふうなことで、平成27年度にその避難路の実施については、しっかりと保護者や村民に報告できるように対応していきたいと思っております。

先ほど小学校、法人の小学校の話がありましたけれども、これは具体的にまだ決まっているわけでは ありませんので、その辺については具体的に話が出てきたときにお話をしたいと思いますので、このぐ らいで答弁を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) ただいまの吉濱 覺議員の質問は、通告外の質問であるわけです。通告に沿った質問をしないといけませんので、通告外の質問は控えていただきたいと思います。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 先ほど議長から通告外の質問だということを指摘受けました。

私が言っている国や県が情報を提供したものに対してですね、村長も若干避難困難地域ではないんだというふうな話をされたんですけれども、実際、もし地震、津波があったときにですね、国道を横断する場合、国道は4メートル50センチぐらい浸水することになるんです。そうしたら避難経路といえど、そこに逃げおくれた場合にみんな巻き込まれることになります。そのときにやっぱり被害にあった方々、またその家族から訴訟問題が起こったときには予見可能だと、みずから90センチは、それ以上あったときには、またそれ以上増すわけですけれども、逃げおくれた人は巻き込まれるということになります。

また、あと琉大にある島嶼防災研究センターの中で、今テレビでも紹介されているけれども、歴史家とか古文書を解読できる人たちが今、昔のデータをいろいろ分析して、これから予想される津波に対して対策をとっていくんだということになっておりますけれども、この第7回防災環境シンポジウムの中の手引きに津波調査からの明らかになる琉球海溝の巨大地震、何でこれ、大宜味村も一応ボーリング調査したらしいんですけれども、調査結果は出なかったということになっております。なぜ巨大クラス津波履歴の解明が必要かという部分があります。そうしたら、早急に津波を解明する必要性、津波経歴から推定した断層モデル、社会資本審議会に諮る近隣県との調整、そして津波への多重防護対策が推進可能だということで、みんなただ津波の対策ができるということじゃなくて、それでボーリング調査したり、古文書を解読して過去の履歴、そして調査をしていくということになって、村内でも津波(つは)という地名は津波から来たと。平南は津波によって集落がなくなったという過去の歴史もあります。

通告外ということでしたので、もうこれ以上は。村長が言われた本土の学校法人の設置については、 跡地利用については、話があってからということでしたので、それに期待していきたいと思います。

特に教育委員会については、こんな情報を提供せずに進めたことについて憤りを感じております。以

上です。

O 議長(平良嗣男) 以上で吉濱 覺議員の質問を終わります。

〇 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前11時01分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

# ◇ 大 城 佐 一 議員

- 議長(平良嗣男) 次に農業委員会の実施している事業等について、大城佐一議員。1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 質問事項に入る前に、9月の改選で見事初当選されました宮城村長、本当におめでとうございます。今後4年間、本当に村民が公正、公平にできるような村政運営をともども頑張っていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

では、早速一般質問に入りたいと思います。

農業委員会の実施している事業等について。

平成21年度から農業委員会の事業について、多くの事業と事業費が実施されていると思うが、下記の ことについてお伺いいたします。

- 1. 補助制度について。
- 2. これまでの事業の実施状況について。
- 3. 補助事業で導入した機械及び施設などはどこに帰属し、又処分の方法については管理運営規程上 どうなっているのか。
  - 4. 現在実施している補助事業は継続する可能性はあるか。
  - 5. 局長は来年3月退職されると思うが、今後の事業実施体制はどのように考えているのか。
- 6. 農業委員会の補助事業については、村の予算書に表れてこないので、その内容が把握されてなく、 これまでの実績等の資料を提出されたい。実績報告書・施設・備品等の帳簿ですね。
- 7. 村等で実施している補助事業は国の会計検査等があり、問題等が発生した場合には職員・課長・ 最終的には村長が責任を負って金額等の返還がありますが、農業委員会で実施している事業については 会計検査の責任は誰にあるのか。
  - 8. 耕作放棄地を地主の承諾なしに職員が貸し、樹木を植えていたことを承知していたか。
- O 議長(平良嗣男) 農業委員会会長。

(前田貞夫農業委員会会長 登壇)

○ 農業委員会会長(前田貞夫) 1番、大城議員に答弁いたします。

まず1番の農業委員会の補助制度については、農業委員会は補助事業は行っていませんので、補助制度はありません。

それから2番の事業の実施状況についてですが、今までの事業は村の予算書に計上されて、議会の承認も得て事業執行されています。農業委員会が行っている事業は、農地制度円滑化事業の事務の円滑化

事業、それから農地有効利用円滑化事業の中の円滑化事業ですね、それから農業委員会の交付金を行ってその事業を推進しています。毎年度、成果品として、まず議会の予算書の中に計上し、成果を村の監査委員の皆さんの監査を受け、議会の決算審査を受けて行われております。

それから3番目の質問の補助事業で導入した機械及び施設はどこに帰属し、また処分の方法についての運営規程とか、3番については、農業委員会で持っている事業はリースのみでしたので、事業での機会の導入はありません。

次、4番目の質問の実施している補助事業については可能性ありますかと、それは国の補助事業が継続された場合には可能性あると考えています。

5番目の局長の退職の件がありますけれども、今までの、現在の宮城局長は非常に優秀で、県や国の 農業政策に精通し、村の農業振興のために事業導入に尽力され、耕作放棄地事業等の事業が農家や、そ れから県などから高く評価されています。特に農家から大変喜ばれています。農業委員会は村の農業振 興のための組織ですので、局長がかわっても農業振興のために一丸となって事業を推進していくのが私 たちの仕事ですので、継続して農業振興のためには事業を推進してまいります。

6番目の農業委員会の補助事業の件についてですが、先ほど申し述べましたけれども、農業委員会の 事業は全て村の予算書に計上され、議会の予算審議を経て執行されております。その後は監査委員の監 査、それから決算審査を行って完了されております。

それから7番目の質問の補助事業の農業委員会の監査の責任者は誰かということでしたけれども、これはあくまでも村の事業ですので、村の監査委員の責任であります、監査の責任はですね。それで監査委員の監査を経た後に議会の決算審査を経て承認されていきます。

それから8番目の耕作放棄地の件については、私たち農業委員会としては承知していませんので、以上で答弁を終わります。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 今、通告に従って、いろいろ村の補助事業は全くないと、農業委員会でですね。 あと機械などもリースのみと。そして補助事業を継続する可能性があるが、これは国の補助によるとい うことで、全ての予算も村の予算を通してあると。そして会計検査もこれは村の事業ですから、これは 村の監査委員にあると答弁があったんですが、監査委員にはないですよ、これ。補助事業の会計検査は。 あと耕作放棄地の承諾なしにということは、全く承知していなかったということですが、その辺につい てですね。

まず、予算ですね。これは調べて見ると、今までですね、これは補助事業じゃなく、補助としてですね、今まで平成21年度から1億円余りの事業をやってきているわけですよね、これは。これ平成26年度合わせると約1億2,000万円近くしているわけですよ、全くないということはどういうことなんですか、これ。これは大宜味村耕作放棄地の協議会なるものを立ち上げて、そこに役員も張りつけして、ちゃんとしたこういう組織の中にあるものですね、これは役場の職員も入れて、入れる中で1億2,000万円という事業もしている中で全くないということは、その予算の出所、あり方、そういったものはどういうふうになっているのか。そこが聞きたいわけなんですよ。その中で、この耕作放棄地対策協議会の規則の中にもちゃんと会計帳簿の規程、規約、事務処理規程、会計処理規程、文書取扱規程、公印取扱規程というのが出ているわけでしょう、こういうのもちゃんと整備されているのかですね。まずこの補助事業の1億円余りの事業の実施の方法はどうなっているのかちょっとお聞きしたいんですが。

- O 議長(平良嗣男) 農業委員会会長。
- 農業委員会会長(前田貞夫) 今の質問にお答えします。

まず今お尋ねの件は耕作放棄地対策事業だと思いますけれども、これは村の事業ではなくて、県から直接耕作放棄地対策協議会におりてきた事業なんです。確かに事務の取扱は農業委員会で対応していますけれども、その中にあるのは、その協議会の中から事務員だとか、職員を臨時に雇用して、その方々にその事業の推進をやっているわけです。ですから村の予算書に見えないというのは、それは村の予算ではありませんので、また村に計上して受けている事業でもありませんので、事業協議会の単独の県から受け取った事業ですので、村の事業ではありませんという、監査の対象でもありませんということを申し添えておきます。以上です。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) 会長の答弁ではですね、村の事業ではないからということですね、これは何か事業の実施については何も一言も答弁をやっていないんですけれども、これはあくまでも国から補助を受けているわけなんですね、この組織に。役場の職員も張りつけされている。これは役員の中に事務局長は産業振興課長とちゃんと名前出ているじゃないですか。会長は前副村長とちゃんとあるじゃないですか。これ事務局員は、今の農業委員会の局長という名前が出ているわけじゃないですか、これ。これが出ている以上は、役場の職員がこれに張りつけされるということは、これ全く別の問題、あるいは別の組織をつくって役場職員以外に、本当にこの名簿、組織員は大宜味村、あと農業委員会、あと農家ということでちゃんとうたわれているんだから、そこから農家からでもですね、農家というのは全部、大宜味村民の中の農家、ある一部の人だけではないと思うんですよね。そういった中から選んでちゃんと組織をつくれば別にこれは役場、名簿はどうなるかわからないけどもですね、ちゃんと張りつけされているわけだから、それをしっかりですね、会計検査があるときはどうなっているのか、この問題はですわ

そして、ちょっと局長にお聞きしたいんですが、9月に村長に私が質問した無断で耕作した件の答弁の中で、農業委員会としては、前村長がですね、これは耕作可能な土地については農業委員会で斡旋を行うものと、個人対個人で相談される場合がある。借り手、貸し手がある場合には条件設定等、申請書を農業委員会へ申請します。申請を受けた農業委員会では総会によって現場調査を行い、借り手農家が妥当であるか審議し、その成果を村長へ提出します。村長はその内容を報告し報告後、契約となりますと、前村長が答弁したんですが、あなたが考えたこれは答弁ということでお聞きしたんですが、これから言うとですね、無断で貸した土地、何の手続もされなくて、勝手にされたわけですね。あなたはその土地について全く御存じなかったのか。これ樹木が植えられるのは全くなかったのか。

あと1件、これは饒波地区でもこういう手続も踏まないような土地もあるということの話を聞いております。そこについてもう1回詳しく答弁をお願いしたいと思います。

- O 議長(平良嗣男) 農業委員会会長。
- 農業委員会会長(前田貞夫) ちょっと考え方が違うと思うんですけれども、耕作放棄地協議会は確かに副村長だとか、農業委員会、会長が役員に入っていますけれども、村の直轄の組織の一部ではないんですよね。ですから村の補助金も受けていないし、県から直接の事業を受けているんであって、それを村に、一応成果は出ていますけど、それを議員がおっしゃるとおり、事業は全く受けていないとかというのは村の事業を受けていないということであって、県の事業は受けておりますので、そこら辺は

ちょっと理解してほしいと思うんです。よろしいですか、これで。

- O 議長(平良嗣男) 農業委員会局長。
- O 農業委員会局長(宮城久美子) お答えいたします。

前回の村長の答弁の中で、あくまでも農業委員会が業務を果たす場合に、これが耕作放棄地であればこれは農業委員会が斡旋したりするのは義務です。これは当たり前の責務です。しかしながら、この間、質問の中にありましたので、この農地はどこだろうということで確認しました。そして担当農業委員にも聞きました。これは耕作放棄地ではないんです。今私たち農業委員会では、ヤミ耕作であるとか、地権者が、地主がちゃんとしていないものについては通告とか勧告とかやっていきます。しかし、まだ私たちのところではそこまでの作業に来ておりません。今、聞かれていることについては、ここは耕作放棄地ではないということです。ですから動いているので、農業委員としては、ここはこういうことがあったのは承知していましたかということでしたら、承知していなかったです。場所も初めて確認してきました。以上です。

O 議長(平良嗣男) 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

O 1番(大城佐一) ありがとうございます。

ただいま会長のほうからですね、村からの補助金は全くないという答弁があったんですが、この平成25年度の決算書を見ると、村補助金38万円、ちゃんと打たれているじゃないですか、何ですかこれ。どこからの補助なの。村補助金ということでちゃんと決算書にもありますよ。この決算書が偽物なの。

それとですね、この決算書のついでに、この決算の資料を総会の7日前までに出しなさいということでこれは規約にうたわれております。この総会は4月30日、決算が4月28日、2日前。これは規約どおりにされているのか。

そして会長、会長は辞任しているわけなんですね、この会長というのはこの規約の第5条の会員の中から総会において選任する。会長がもし欠けた場合にはそのときの職務を副会長が行うと、こういうことも規約もありますが、現在は会長はいるのかいないのかですね、その辺ひとつ。

そして先ほど耕作放棄地じゃないと言ったんですが、じゃあこの土地を無断で職員が使用させたと。このことについての認識はどう思っているのか。これは例えばですね、これは地方公務員法の第33条、信用失墜行為の禁止というのがありましてですね、職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。その中において、本条は職員が全体の奉仕者たるに相応しくない非行により、公務に対する住民の信頼を裏切らないよう信用を保たなければならない義務を負う旨を定めたものであると。すなわち職員は、地方公共団体の住民からの公務執行の信託を受け取り、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき義務を負っているものであって、このような職員の地位の特殊性に基づき、一般国民の倍以上に高い行為規範が要求されるものであるということで、これは地方公務員法第33条にあるんですが、このことについては、勝手に貸した行為については、これは私は適用すると思うんですが、どう思っているのか。

あと1点はですね、こんなことを言うと失礼になるかもわかりませんが、この前のあの会長の行為ですね、ああいう職員の中での行為、大変非常識な行為だと私は思いますので、これははっきり、今、課長もたくさんいるのでその場で言いますけど、ああいうことはあってはならない場所であって、場所を

ちゃんとわきまえて話をやってもらいたいと思います。ひとつ、これはもう参考にですね、農業委員会は補助事業をとってきて大変いいんだと。議員の皆さんは勉強して習いに来なさいと。これわからないものを白紙を持って何を勉強するの。これ1点ですね。

あと村長部局の職員の皆さんは、汚い言葉ですけど、私はそういうふうに捉えたんですけれどもね、 埒明かないって補助事業もとれない、こういうような考えを持っている、これは皆さんよく聞いていて くださいね。こういう発言をしているんですが、大変失礼なことを言っておりましたので、それは場所 をわきまえて言ってもらいたいと思いますので、ひとつ最後によろしくお願いしたいと思います。

- O 議長(平良嗣男) 農業委員会会長。
- O 農業委員会会長(前田貞夫) ちょっと別の件じゃなくて。まず最初の質問の趣旨に耕作放棄地事業は質問の趣旨にはそぐわないわけです。ちょっと議論が飛躍しましたけれども、農業委員会の補助事業の対象ではありませんので、そこは再度、質問の趣旨から逸脱していると思います。

先ほどの私に対する非難みたいなことですけれども、それは質問書を受けたので、その内容をどういう内容かと聞きたいから、確かにその場はあなたにすればそぐわないかもしれないけれども、そこにたまたまあなたがいらしたので、それを、趣旨を聞きたいがために農業委員会まで来てその内容について来てもらえませんかということで言ったわけです。

先ほど局長の件も出ましたけれども、局長も先ほど答弁したとおり、ちゃんと法令を遵守して、熟知しているんな補助事業を農家に斡旋しているわけです。ですからそこら辺はぜひ理解してほしいと思います。そこであったことは、この質問の趣旨を具体的にどういうものかというのを議論、聞いてその場で説明できるような体制を取りたかったためにそういう発言をしたのであって、特別職員を非難しているとか、皆さんを非難しているという意味ではありませんので、そこら辺は誤解のないようにお願いしたいと思います。

いろいろ耕作放棄地事業をやっていますけれども、これは質問の趣旨にはそぐわないと私は判断して おります。以上です。

(「第33条に対しては答弁ないの。できないの。」との声あり)

- 農業委員会会長(前田貞夫) 先ほどの職員の件ですよね、あれは僕らとは関知していないと、承知していない事項なんですよ。それを承知していないことをあなた方の責任ですかと問われても答弁のしようがないので、もしそれが承知していたら、そこで利益供与とかそういうのがあればそれはこちらが指導しますけれども、その土地は耕作放棄地でもないし、現に使われている土地で、農業委員会としては耕作放棄地など、その所有者はきちんと使ってくださいという指導はしますけれども、現に使われている土地、ヤミ耕作でも使われている土地については、その地主が管理責任がありますからね、地主から申し出があったときには、例えば利用権を設定するとかそういう斡旋はします。でも、今問題になっている土地については、私たちは一切承知していなかった土地です。以上でよろしいですかね。
- O 議長(平良嗣男) これで農業委員会の実施している事業等についての質問を終わります。 次に統合問題と教育長の去就について、大城佐一議員。
  - 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 統合問題と教育長の去就について。

いよいよ学校建設も12月より着工となりますが、これまでの疑問点など及び村立学校適正化総合基本 計画の具体的化を図るため、協議機関として村立学校適正化総合基本計画推進協議会及びそれぞれの学 校の適正化に対応する個別の専門部会を立ち上げると言っていましたがどうなっているのか。また教育 長の今後の去就についてお伺いいたします。

〇 議長(平良嗣男) 教育長。

(友寄景善教育長 登壇)

**〇 教育長(友寄景善)** お答えします。

平成25年度に大宜味村立小学校統合中学校移転推進委員会専門部会設置要領を定め、8つの部会を設置しております。設置した部会におきましては、それぞれ平成28年4月開校に向け検討を行い、進めているところです。例えば図書館部会においては、司書の皆さんと調整を図りながら、中学校での書籍管理システムの導入を行いました。また教育課程等部会をスムーズに運営するため、村の校長研修会においての検討などを重ね調整しているところです。そして平成26年11月には総務部会を開催し、業務内容の確認、さらに学校名募集について機関等の決定を行い、推進委員会、教育委員会議、村長決裁を経て、平成26年11月15日から平成27年1月15日までの間、募集を行っているところです。

次に教育長の今後の去就についてお答えします。教育長の任期途中における去就における議案としては、次の4通りが考えられます。1つ目は罷免。2つ目は解職請求。3つ目は失職。4つ目は辞職であり、それぞれ法に定める手続を経なければなりません。現教育長は罷免、解職請求、失職の各条項に該当しているとは思われません。辞職については、教育委員会と村長の同意を得て辞職することができますが、現在、辞職に関する同意案件が教育委員会議に提案されておりません。ちなみに現教育長の任期は、平成27年9月30日までとなっております。以上です。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) 私が聞きたかったのは、この統合に向けていろんな説明会の中で疑問な点を今まで追及してきたら、あらゆる専門部会で検討しているという、今までの答弁なんですよね。きょうの答弁ではちょっとわけのわからない答弁ばかりやっているから理解しにくいんですが、これまでに送迎の問題ですね、これは何度も言っております。あなたたちは説明会の中では住民にうそをついて送迎をやりますとはっきり言ったわけなんですよね。それも学校で定められている小学校4キロ圏内、中学校6キロ圏内、こういった距離の問題も隠して、わかりながらうそをついて送迎やりますと言ったわけなんですよ、はっきり。本当はこの4キロ圏内もわからなかったんじゃないかと私は思うんですけれどもね、わからなくてこれを言ったと思っておりますけれども。こういった問題。あとグラウンドの使用の問題に関しても、今までの答弁では中学校のあいた時間にやると、あと図書館の問題に関しても村立図書館のあれでオープン、常時開放すると。そこに対する不審者の侵入はどういうふうなチェックをするかということを今までやってきたわけなんですね。その中でいろんな専門部会を立ち上げるということで教育委員会としては答弁したわけなんですね。その中にもこの学校適正化総合基本計画推進協議会の中でもいろんな総合部会があるわけなんですね、この部会の中で検討してきてやるということを言ったわけなんですね。これできているのか、できていないのかそこを聞きたかったんですけれども、これはできているのか。どういうふうに解決したのか、その辺を1点。

あとこれまでですね、この学校の北側からの中央への移転、そこに対しての説明でもあなたたちが示したこの図面、これは海抜6.5メートルなんですよね、計画、建物。実際、今できている敷地はどうなっております。あれ6.5メートル全部ありますか。これは臨時議会でもちょっと触ったんですが、どうこれは説明しますか。あなたたちはちゃんと6.5メートル全部かさ上げしますということをはっきり

言ったわけなんですよ。これ今、現場見ると6.5メートル全部ありますか、あれ。この1点ね。

そして教育長のさっきの去就ですけれどもね、これ辞職に値することないという答弁なんですが、私はあなたは職員じゃないんですよ、教育長は。教育長は特別職、もう政治家なんですよ、政治家。職員の感覚でいたら困りますよ、これ。政治家としての責任、現教育長は前村長が任命したわけなんですが、この前村長と現教育長は、これ一蓮托生じゃないですか。そのぐらいのけじめもはっきり持つようなことしてくださいよ。任命されたときもそうですよ、私、あのとき質疑やったんですが、こういう二股かけるようなやり方ではこの後いい教育問題はできないということをはっきり言ったじゃないですか。全くそのとおりになっているんじゃないですか。ちゃんと政治家としてけじめをつけてもらいたいと思いますよ。

あと1点ですね、平成28年、もう工事も始まっているんだから、はっきりその場で申し上げてほしい。 平成28年4月に開校の真意についてははっきり申し上げてください。今まで言ってもぜんぜん答弁がこ ない。今でも複式学級だと成績が悪くなると思っていますか。はい、以上です。

## 〇 議長(平良嗣男) 教育長。

O 教育長(友寄景善) 専門部会のことですが、平成28年開校までには時間もあります。今、ハードの整備、そしてソフト事業等について進めているところです。送迎の件に対しても、これも事務局内部で各地域の児童生徒数を把握して、どれだけがどのように村内に児童が在籍しているのかということを調査して、図面に落としているところでもあります。グラウンド使用等につきましては、教育課程との関連がありますので、教育課程を組み直して、小学校、中学校がスムーズに使えるように教育課程の編成をしてまいりたいと思います。図書館についても、既に図書管理システム、要するにバーコードで管理する業務を中学校で終えたところでして、次年度から小学校も図ってまいりたいと思います。そして不審者等に対する対策といたしましても、校舎の中に内部に入り込めないような構造にしております。

それから敷地の高さですが、説明会のときには校舎の図面を入れて校舎のところは6.5メートルという説明を行ってきたところです。

それから政治家ということですが、私は政治家という認識は持っておりません。教育委員会というのは、村長部局から独立しておりまして、中立、継続性を押す立場等から法律でも教育長と村長は別個な機関であるというふうに思ってこれまでも業務を進めてまいりました。

それから平成28年4月開校の真意でございますが、これはたびたび議会等で答弁してまいりましたが、本村の置かれている課題を解決して、統合して適正規模で学校を行い、さらに子供たちの、児童生徒の教育環境を図る目的で現在の事業を進めておりますので御理解していただきたいと思います。なお、詳しいことにつきましては、また課長のほうから説明させたいと思いますので、よろしくお願いします。

複式学級にはそれぞれ各学校、あるいはまた年度によって学力が上がるとか、あるいはそうではない というのがありますので、これまで複式だから学力が上がるのか、あるいは下がるのかということは私 のほうからは明確には答えられない状況であります。

#### 議長(平良嗣男) 教育課長。

○ 教育課長(新城 寛) 先ほどの送迎の問題の件で4キロ、6キロ、その件につきましてもですね、 我々は当初から、平成24年12月説明資料のほうにもちゃんとQ&Aで報告しているとおり、4キロ、6 キロというものについては当初から認識をしておりました。その件で各字を訪問しながら、小学校はや はり低学年がいるという話の中で、送迎問題について考えていこうと、そのようなことでお話をさせて いただいております。

先ほど、北側から中央部への移転を行いまして、敷地が6.5メートル、計画高を説明してきました。 先ほど教育長がも答弁したように、建物敷地を6.5メートルということで説明してきました。その辺を 御理解いただきたいと思います。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) まずこの高さの件ですね、あなた方は建物敷地をと言っているんですが、これは説明会でこう聞いた覚えがありませんよ、全然。こういう6.5メートルにかさ上げしますということしか聞いていないんですがね、こういったものみんな人だましみたいなことで説明しているわけですが、今さら後戻りはできないんですけれどもね、こういった十分に説明する責任はあなたたちはあるわけなんですよ。先ほど教育課長も送迎の問題は当初から4キロ圏内知っていると言っているのが、塩屋公民館で説明したとき、あなたたち送迎ちゃんとやりますと言ったんじゃないですか。はっきり言っていますよ、塩屋公民館で、説明会で。だから送迎はどうなっていますかという質問があって、わかりますでしょう。その答弁に対して送迎をちゃんとやりますとはっきり答えたわけなんですよ。そこを最初からわかっていると言っているもんだから、じゃあそのときには塩屋の住民をだましたわけなんですね、うそついて。わかっていながら送迎しますということは、もうこういうことなんですよ。

そして教育長の複式の問題だと、今はどうなるかはっきりわからないと言っているんですが、あなたははっきり言ったわけなんですね、この統合に関しての問題、複式だと学業が悪くなるみたいなことをあなた言ったじゃないですか、はっきり。

それとあと1点、北側、当初中学校の予定地、そこに小学校を持ってくると。そこで私がそこは水が溜まって、水はけが悪くて、こういうところに学校を持ってくるのかと聞いたら、あなたはこっちが適当だから教育委員会で決めたとはっきり言ったんじゃないですか、適当と。この適当というのは、適当という言葉の意味は2つありますよ。最もこっちが最適な場所に値すると。あと1つは、沖縄方言で言うとテーゲーグヮー、適当に。あなたの答弁はこの後者のほうじゃないの、テーゲーグヮーの適当でこっちに決定したということじゃないの。だから私が言っているのはね、これは何度も言っているんだが、説明をしっかりやってほしい。今も送迎の問題からしても、いろんな問題も、時間があると言っているんだが、もう時間ないですよ、これ。学校の工事始まるのに。実際の問題としては、工事に入る前にもう一度、今までの説明会の中でいろんな疑問があったものを精査して、これをきちんと住民に説明してから工事に入るのが本当じゃないの。そういうことをきちんとやってくださいと何度も言ってきたんだが、全然聞き入れてくれない。

あと教育長のまた去就なんですが、これを私は政治家とは思っていないと言っていたんですが、これは当初の、当初でしたかね、何かの質問であなたは三役会議やりましたということで、村長、副村長と三役会議をやってこれを決定しましたということの答弁ありますよ。この三役というのは政治家の1人なんですよ。これは今まで教育長の答弁はもう本当にその場その場しのぎの答弁、きょう言ったことをまた次には変わったりする。何で変わるかと聞いたら、あのときはあのときの立場とか、もっとしっかり信念を持って答弁してくださいよ。

そして教育委員会の改革もですね、来年4月1日から施行されるということはもうわかると思うんですが、その中にも教育長、教育委員長を1人にしてですね、この改革があるみたいなんですが、そこにもいろいろこれは、先ほど教育長が言ったんですが、これは首長が直接任命、罷免すると。これは首長

が決めるということで4月1日から施行されます。こういうものも踏まえて、今後の去就についてはどうかということで問いただしたわけなんですが、実際ですね、もう先ほども言ったんですが、これはもうあなたたちは前村長と一蓮托生だからはっきり、この問題はやってほしいと思います。この前もはっきり新聞でもあったんですが、沖縄県前知事も自分の任期前日に2人の副知事を辞職、辞令出したわけでしょう、ちゃんとこうお互いやってきた仲間、ちゃんとけじめというのははっきりしてほしいわけですよね。ただだらだらとこれにしがみついているようではいい教育改革もできないと思うんですけれどもね。

あと図書館の不審者の侵入問題、内部に入り込めないようにしたいと。じゃあ、前に言った図書館をオープンにすると、これはどういう意味。入り込めないようにするんであればオープンにできないんじゃないですか。村民が入れないじゃないですか、じゃあ。これもまた曖昧な答弁で、その辺についてもう一度お答え願いたいと思います。いいですか。こういった今までの精査したものを説明するのはいつごろにやるのか。その辺もちょっとお願いしたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育長。
- O 教育長(友寄景善) 6.5メートルの件ですが、決して村民をだますようなことは全くありません。 6.5メートルの高さの件で村民をだますようなことはしておりません。

それから北側に学校があると、これは適当であるとかテーゲーとかありましたけれども、これは当初から村の基本構想に用地は確保されておりましたし、そこのほうが適当である、適地であるというふうに判断しておりました。

三役会議の件、政治家の件ですが、けじめ、はっきりしてほしいというような内容でございましたが、 教育長は教育委員会の事務局の一職員であります。ですから決して政治家、三役、村長部局と一蓮托生 ということはありません。独立した機関となっております。この件を御理解いただきたいと思います。

図書館の件ですが、図書館内部には一般の方々がも利用しやすいような構造ですが、この図書館を利用している方々が学級、校舎とか職員室に行けないようにシャッターを設けるような構造で、図書館を利用する方が安易にほかの教室に入り込めないような構造になっているということでありました。 ちょっと舌足らずでありました。

O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

**〇 1番(大城佐一)** ありがとうございます。

今、図書館の問題。教室に入れないようにシャッターを閉めるとか話があったんですが、生徒はどこから入ってくる。体育館も同様ですね、体育館はみんな供用するという話もあったんですが。

先ほども答弁していたんですが、具体的なこの村立学校適正化総合基本計画推進協議会にできたものを、これはいつごろまでということを、あなた時間あると言っているんですが、私はもう時間ないと思っているんですよ、これ。早目にやってください、これ。この送迎の問題に関しろ、グラウンド使用の問題に関しろ、いろんな部会があるわけでしょう。1、2、3、4、5、6、7、8 、8 つぐらいの部会があるわけでしょう。この今の進捗状況はどうなっているのか、その辺を聞いて終わりたいと思います。

〇 議長(平良嗣男) 教育課長。

**〇 教育課長(新城 寛)** 御質問ですね、図書館と体育館の出入り口につきまして御質問があったと思いますが、図書館についてはですね、正門とは言わず、ちょっと裏のほうから一般の皆さんが利用できるような、そういう出入り口をつくっていきたいと考えているところです。

あと説明会については、教育長からもあったように、今各部会、8部会ありますけれども、現在、校名募集をやっているところです。今議会、時間をつくっていただいて、そこら辺もちょっと説明したいなとは思っておりました。全体の説明会についてはですね、やはり学校名決定した後がいいのかと思っております。説明会において今後のいろんなことも皆さんにお話ししていきたいと。

先ほど来、送迎についての話もございます。送迎についても、今送迎している委託の皆さんとも話をしながら、PTA会長を含め、部会のほうで話をしていきたいと。現段階、我々事務局のほうで案を考えて作成しているところです。バスの台数だとか、人数、そこら辺の図面等についても検討しているところです。教育部会、そこの部会についても校長等の会議を持ちながらやっているところです。備品関係、そういったところにおいても各学校に協力を求め、まとめていく予定をしています。時間がない部分もございますが、そこら辺決定し次第、速やかに開催したいと思っておりますので、御理解お願いします。

O 議長(平良嗣男) これで統合問題と教育長の去就についての質問を終わります。 休憩します。

(午後12時04分)

O 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後12時15分)

- 議長(平良嗣男) 次に再度人材育成基金の活用と認識について、大城佐一議員。 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 再度人材育成基金の活用と認識について。

これまでも再三再四質問をしてきましたが見解の相違があり、大宜味村人材育成事業助成金交付要綱に反する教育長の研修旅費30万円、諸経費8万円の支出ではないか再度お伺いします。

〇 議長(平良嗣男) 教育長。

(友寄景善教育長 登壇)

〇 教育長(友寄景善) お答えします。

教育長の研修旅費30万円と中学生及び高校生の短期留学に伴う8万円の支出は、交付要綱第9条第6号に基づき支出されており、要綱に反しているとは考えておりません。

- 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 先ほど来から交付要綱の9条の第6項を言っているんですが、これは目的に人材育成事業補助交付要綱の目的、これは人材育成に寄与するための必要な事項を定めるということがあるんですよ。何で教育長を人材育成をするのか。その捉え方が私はおかしいと思っているんですよ。9条の第6項では、その他事項の設置目的に沿う事業で、特に会長が認めたもの。この会長が認めたものというのは、これは本人などがやるべきものじゃなくて、村における、要綱に、設置要綱に合わないようなものを会長が認めるということであって、これ例えば最近の例を挙げますと、これは先月塩屋小学

校が全国大会の、全国野生生物保護実績発表会に行っていますよね。そのときに3名の児童が、引率2人と3名の児童が行ったわけですが、この3名については2万円、2万円支払いされているんですが、この残りについてどうするか。こんな全国大会に行くのには子供たちでは行けないし、ましてや引率もついていかなければいけない。こんなことに対して会長が認めたものを適用するんであって、なんであなたの研修費にこの人材育成基金から出さなければいけないの。ちょっと考えが、この辺が違っておりますよ。あなたの研修旅費はちゃんと支出項目、旅費規程の項目にちゃんとあるんですよ。そこから出すべきであって、出しどころがおかしいと言っているんですよ、旅費、研修費。

もう一度言います。教育長の人材育成に寄与するためのこの基金ではありません。これははっきり言います。それとこの諸経費の8万円、これは平成21年から、3名、4名行っていますよね。3名となると24万円ですよね。その諸経費はどういうことに使っているのか。その辺、詳しくちょっと説明願いたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育長。
- 教育長(友寄景善) 人材育成基金は教育長の研修旅費ではないということでしたけれども、海外短期留学を、この事業をスムーズに、円滑に他の市町村と進めていくためにも、ぜひ派遣先である米国を調査視察してくる必要がありましたので、この要綱9条第6項でもってやるのは不適切ではないと思っております。要綱に反していないというふうに考えております。
- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- O 教育課長(新城 寛) 諸経費の8万円なんですが、事業開始当時から、平成20年ですかね、平成20年当初は6万円の諸経費もあります。この諸経費につきましては、実行委員会形式で今海外短期留学へ行っております。そこのスタッフ等の現地、アメリカでの諸経費に充てているというふうに確認しております。
- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 教育長、何度も言うが出所が違っていると言っているんですよ。この前の教育 長は実費で行っているわけよ、実費で。あなたもこのぐらい意気込みがあれば、実費で行かなかったの。 それとこの8万円の問題もですね、これは12条関係でちゃんと限度額うたわれているんだから、9条、 改正したわけでしょう。何でこのときに最高限度額もこれ入れてくれないの、これ必要であれば。この 8万円、雑費に関してもですね、これは教育予算で出すべきであって、これから出すものじゃないと私 は思っていますよ、教育長の旅費も。この交付要綱の9条の6項に教育長はこだわっているけど、これ はあなたに該当するものではない、もう何回言ったらわかりますか。あなたはちゃんと教育委員会の予 算の中の旅費の旅費規程から出すべきであって、そのぐらいも教育長として意味がとれないのかね。

それと教育課長、あと1回質問しますが、教育長に、これは適当じゃないじゃないかという質問なんですが、あなたは6月の答弁では、私のほうからは意見のほうは何も述べていないと、私のほうから意見のほうは述べておりませんとはっきり否定したわけですね。それが9月の答弁になると、正式に、正式に教育長にまずいんじゃないかという形のものは言っておりません。正式に言っておりませんと。じゃあ非公式には言ったわけなんですか、非公式に。その辺をちょっと答弁お願いしたいと思います。教育長はもう一度さっきの9条6項の見解をもう少しお願いしたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育長。
- 教育長(友寄景善) 9条6項の見解につきましては、先ほどから申し上げているように、要綱に

反する支出ではないと考えております。その考えは変わりません。

それで実費で行かなかったのかということなんですが、私は助成金という形で30万円を助成しても らって、費用は実費で40万円ほどは出ておりますので、申し述べておきたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- 教育課長(新城 寛) 先ほどの8万円の件なんですが、別表の9条第1号のもので限度額が30万円決められております。これは個人に対する30万円というふうに我々は理解しているところです。残りの諸経費についての8万円については、先ほども教育長が述べております9条の第6号を適用して出している考えでございます。

最後に教育長に対しての正式なというか、それは6月と9月で答え方が違っていたという話なんですが、それについては教育長に話をしたことはございません。間違いなくないということを御理解ください。

O 議長(平良嗣男) 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

O 1番(大城佐一) ありがとうございます。

もう何度もこの9条の6項にこだわって不適切な支出ではないと言うんですが、もう一度言います。 この人材育成基金の目的は、村内の子供たちの人材育成に寄与するための必要な事項を定めるというこ とでありますので、もう一度言いますよ。教育長を人材育成するものではありません。

あとこの諸経費については、詳しい内容を報告されたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。答弁お願いします。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育長。
- O 教育長(友寄景善) 教育長の海外研修も人材育成に寄与するための研修であったというふうに認識しております。
- O 議長(平良嗣男) 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 仲井間 宗 利 議員

- O 議長(平良嗣男) 次に村道饒波・石山線の改修について、仲井間宗利議員。
  - 3番 仲井間宗利議員。
- 3番(仲井間宗利) 質問に入る前に、去る9月の選挙で新しい村長もできました。宮城村長、大変おめでとうございます。同世代として期待する1人であります。一緒に選挙で選ばれた身でありますので、大宜味村のために頑張っていきたいなと思っております。初めてのことで大分緊張しております。一般質問に移ります。

村道饒波・石山線の改修について。

村道饒波石山線は饒波区民の生活道路、大兼久、大宜味区民の農地への生活活動道路、児童生徒の通 学道路として常時利用している主要道路でありますが、当該道路は饒波入口から100mぐらいのところ に大きなカーブ、通称イシブトキと言っておりますが、車両の転落事故も発生したこともあり、また山 側の土砂崩れやわき水による水たまりも常時あり、区民の安全を確保するためにカーブを真直ぐにし、 集落内はアスファルトの亀裂等が有り、大変危険な個所があります。 また台風災害で国道が通行できなくなり国頭方面から名護に向けに迂回路として利用されました。 これらをふまえ、旧国道饒波入口から区内饒波110番地までの約1kmの早期の改修ができないかお伺いいたします。

〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) お答えいたします。

村道饒波石山線は、昭和57年11月5日に供用開始され、起点は旧国道58号の接続箇所から、終点は村道念蒲エーガイ線の終点箇所、村道大工又線と接続された十字路箇所で、延長5,526メートルであります。

議員が指摘している旧国道入り口から1キロの区間は集落内を通り、道路幅員も狭く、舗装の老朽化や道路線形及び山手側からのわき水対策等が不十分であることは理解しております。平成24年8月に発生した台風により、根路銘の大災害の経験を踏まえ、村道饒波石山線が村の主要道路として役割が大きいことは認識しており、現状の道路を改修する必要性があることから平成26年2月14日に北部土木事務所と三村との、失礼しました。北部土木事務所と三村との合同行政懇談会において県に対し要望しております。また去る5月26日に開催されました大宜味村施策説明会においても新規採択を目指すことを説明しております。

現在、村道饒波石山線の隣接して流れる普通河川饒波川において、県のほうで饒波川砂防事業が展開されており、道路改修する箇所の設計において道路と隣接している河川砂防計画の一部と道路設計の整合性を図る必要があると考えられるので県と調整してまいります。村の長期インフラ整備計画において、村道饒波石山線の改修は、平成29年度から社会資本総合整備事業、または沖縄振興公共投資交付金事業を活用して実施する予定であります。どうぞよろしくお願いします。

- O 議長(平良嗣男) 3番 仲井間宗利議員。
- 3番(仲井間宗利) 村長大変ありがたい御意見ありがとうございます。

それに伴ってですね、区長がかわるたびに、たびたび村道を改修してくれということを何度か陳情も 出してはおります。現在は幅員の狭い道路になっておりますので、饒波石山線、上のほうから大きな道 路、白線の引ける道路が来ております。私ごとでありますけれども、たまたまうちの前のほうまで来て おりますので、そこを同じような形でとってもらえれば非常にありがたいかなと思っております。ちょ うど崩壊しているところも実際出てきておりますので、防除も兼ねた方法でよろしく、そういう形で やってもらいたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- O 村長(宮城功光) 集落地内の前のほうはですね、できるだけ早い時期に改修ができるように進めてまいりたいと思っております。

去る饒波区の行政懇談会においても要望を受けましたので、ぜひとも早い時期にこれが対応できるように皆さんのほうにもお返事はしたいと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。 よろしくお願いします。

- O 議長(平良嗣男) 3番 仲井間宗利議員。
- O 3番(仲井間宗利) この道路改良に伴って、河川の支線のほうも幾らか崩壊してきておりますので、設計するときにはそれも踏まえてやっていただければ大変区民としてもありがたいなと思っており

ます。質問したことは村道でありますので、饒波区民だけのものではありません。現実に観光道路としても使用されてきておりますので、早期の着工をお願いしたいと思います。質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

## ◎散会の宣告

O 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これで散会します。 お疲れさまでした。

○ 議長(平良嗣男) これで仲井間宗利議員の質問を終わります。

(午後12時34分)

## 平成26年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成26年12月17日

男

- 1. 開議、散会の日時
  - 開 議 (平成26年12月17日 午前10時00分)
  - 散 会 (平成26年12月17日 午前10時42分)
- 2. 出席議員 (9名)
  - 1番議員 6番議員 孝 大 城 佐 一 前 田 2番議員 新城 智 7番議員 安 里 和 重 3番議員 仲井間 濱 覺 宗 利 8番議員 吉
  - 4 番議員
     金 城
     勇
     10番議員
     平 良 嗣
  - 5番議員 宮城辰德
- 3. 欠席議員(1名)
  - 9番議員 東 武久
- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長島袋義久 会計課長 島袋経子

総務課長兼 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善村史編纂室長

財務課長 知念和史 教育課長 新城 寛

住民福祉課長 宮 城 豊 選 挙 管 理 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農業委員会 宮 城 久美子

産業振興課長 大城 武 監査事務局長 神里富松

建設環境課長 大嶺 実

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長神里富松 主 事 松川雄太

# 6. 議事日程(第3号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議 案 第 5 4 号	根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更について	質 疑 委員会付託
2	議 案 第 5 5 号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
3	議 案 第 5 6 号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)	質 疑 委員会付託
4	議 案 第 5 7 号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	質 疑 委員会付託
5	議 第 5 8 号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4 号)	質 疑 委員会付託
6	議 案 第 5 9 号	大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約に ついて	質 疑 委員会付託

#### ◎開議の宣告

○ 議長(平良嗣男) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

#### ◎議案第54号の質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第1 議案第54号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更についてを議 題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更については、経済建設常任委員会に付託します。

## ◎議案第55号の質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第2 議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議 題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 予算との関係でお伺いをしておきたいと思います。

この条例の施行日は、平成27年1月1日からということで出産育児一時金がアップになるわけなんですが、この施行日前までのものは従前の例によるということなんですが、それと1月1日から3月までの3カ月間で予算上に補正があらわれていないんですが、それの増の、出産の予定の予想はどうなっているんでしょうか、お伺いいたします。

- 〇 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。
- O 住民福祉課長(宮城 豊) お答えいたします。

予測というか、それは今現在していない状況でありまして、予定としては国保加入者のものでありますので、次年度は7名程度のものは予測していますけれども、今後、どうなるかわかりませんけれども、今年度に関しては計上していない状況であります。

- 〇 議長(平良嗣男) 6番 前田 孝議員。
- 6番(前田 孝) 課長そうすると、1月から3月までは出産育児一時金アップについての予想は全くないということですか。母子手帳などを発行しているんだったら大体予想がつくと思うんですが。その辺との絡みでお伺いしているんです。もし予想されるんだったら、また後で補正でも出てくるだろうと思っているんですが、条例がそうなっておれば、もう1月1日といったらあとわずかですから、それこそ予算措置もないとちょっとぐあい悪いんじゃないかという観点からお聞きしているわけです。いかがですか。
- O 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。

- O 住民福祉課長(宮城 豊) ただいま議員の御指摘のところですね、精査して、母子手帳の発行等があるのかもう一度確認して、対応をしっかりしていきたいと思います。以上です。
- O 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例は、総 務常任委員会に付託します。

## ◎議案第56号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第3 議案第56号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
  - 6番 前田 孝議員。
- 6番(前田 孝) 予算書の15ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、13節委託料として不法投棄監視カメラ設置委託料が2台分として29万9,000円計上されているんですが、その設置場所と委託内容について説明を願いたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 建設環境課長。
- O 建設環境課長(大嶺 実) 質疑にお答えいたします。

監視カメラ設置の委託料なんですけれども、場所は村道押川線、国道331号から大体500メートルぐらい上がったところに1カ所と、あとその331号のところの起点になりますけれども、大工又線ですね、そこのところに1カ所、2カ所置く予定でございます。そこのほうは産業廃棄物が結構多いものですから、そこに設置する予定でございます。これは一応、ダミーカメラということで考えておりますけれども、県内でもこのカメラを設置することによって結構効果があらわれているということで市町村から聞いておりますので、補助事業で2台設置を予定しております。運営はもちろん村のほうで管理していく予定でございます。以上です。

- 〇 議長(平良嗣男) 6番 前田 孝議員。
- 6番(前田 孝) 運営は村でやるということ。委託料と組まれているから聞いているんです。それは非常に結構なことなんです。不法投棄の1つの防止対策としては非常に効果があるというのはわかるわけです。今後も、私が非常に感じているのは、謝名城地域の作場の墓地周辺なんです。その辺もオートバイとかいろんなものが捨てられているものを目にしているんです。そういうところも一応検討していただきたいと思うんですが、委託料となっているから、村が運営していくということなんですが、村が運営していくんだったら備品購入から出してやるのかなという疑問があったわけです。ですからその委託の運営方法がどうなっていくのかということをお伺いしていたんですが、もう一度、答弁いただいて終わります。
- O 議長(平良嗣男) 建設環境課長。
- O 建設環境課長(大嶺 実) 運営方法の件につきましては、3者見積もりをとって委託業者を決めて、ダミーカメラを設置するまでは委託業者がやります。その後は村のほうで管理することになっております。先ほど作場線の件につきましても、今回、ことしは2基設置しますけれども、この効果があら

われたら平成27年度、今後、増設を検討していきたいと思います。

- O 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。
  - 2番 新城一智議員。
- O 2番(新城一智) 教育委員会の、20ページです。10款5項1目19節です。児童生徒県外派遣支援補助金ということで計上されているんですけれども、これは歳入のほうで企画観光課が受けて、歳出で教育課が執行するわけですけれども、これは具体的にどういう事業なんでしょうか。まず、お伺いします。
- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- 教育課長(新城 寛) 今回、社会教育費のほうの児童生徒県外派遣支援補助金というものについては、一括交付金を利用した、要するに県外に派遣する。例えば喜如嘉のテニスとか、県外派遣がありますよね、その分。九州大会とか、人材育成では全国大会がありますけれども、九州大会あたりの、全国も含めてなんですが、児童生徒の旅費、航空運賃の2分の1ですか、それに補助していく部分です。
- O 議長(平良嗣男) 2番 新城一智議員。
- **2番(新城一智)** これは具体的にはどういう、子供たちが派遣されるという、決まってこれを組んでいるのか。それともこういう事業があるからとりあえずこういう補助をもらっているというか、いざ対応するときにもこのもので使うということなんでしょうか。もう決まってやっているのか、それとも今後、そういうのが出てきたらそれで対応するのか、どうでしょうか。
- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- **〇 教育課長(新城 寛)** 今現在、決定はしていません。実際にいろいろな大会が決定した場合に使 うということで、一括交付金のほうも実績で報告というふうになっていく予算です。
- O 議長(平良嗣男) 2番 新城一智議員。
- **2番(新城一智)** まだ決まっていないということなんですけれども、これまでも人材育成基金からそういう補助も出ているんですけれども、その補助も含めての話なのか。これは例えば人材育成基金から幾らかの補助、またこれからも出すという前提も考えているのか、お伺いして終わります。
- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- O 教育課長(新城 寛) この予算につきましては、人材育成との絡みはなく、これで、単独で考えているところです。
- 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。4番 金城 勇議員。
- **〇 4番(金城 勇)** 16ページのシークヮーサー振興費のシークヮーサー生産助成金なんですけれど も、この助成金の対象者、それからこの助成の仕方、そこら辺を具体的にお聞きしたいと思います。
- 〇 議長(平良嗣男) 産業振興課長。
- O 産業振興課長(大城 武) お答えします。

まず、助成の対象としては村内でシークヮーサーを生産している方。出荷先のちゃんとした証明がもらえる方が対象となります。対象人員が去年の実績で57名となっています。実際には村内の生産者が200名ほどいると思いますので、去年57名ということは、広報関係がちょっとうまくいっていなくて申請されていない方が多いんじゃないかという感じがしますので、ちゃんと広報して今回やりたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 4番 金城 勇議員。
- **〇 4番(金城 勇)** この対象者が去年は少なかったということで、その広報のあり方にも問題があったんじゃないかという答弁でありましたが、この対象とする方々、生産者の方々は加工用だけなのか、青切りからフルーツ用までの出荷者が対象なのか、そこら辺もお聞きしたいと思います。
- O 議長(平良嗣男) 産業振興課長。
- 産業振興課長(大城 武) 対象としては、青切り、加工用、フルーツ、全般で行っています。
- O 議長(平良嗣男) 4番 金城 勇議員。
- 4番(金城 勇) 加工用が圧倒的に多いかと思うんですが、青切り、フルーツ用までですね、村長が一般質問の答弁でありましたように、大宜味村にこだわって出荷するということを狙いにおけば、以前に青切りの出荷箱、フルーツ用の出荷箱、そういうものに対して継続してつくっていくことで生産者みずからアピールし、また村民からどんどん友人、知人にアピールしていくということで、まだまだ青切り、フルーツ用というのが出荷が少ないように聞いていますので、加工一辺倒ではなくて、その助成金を出すことにはいいんですが、その助成金を農家に出すそのものよりも、まず販路拡大、商品のアピールですね、村全体でシークヮーサーをアピールしながら消費拡大に結びつけ、安定生産ができるように、そこら辺の取り組みをもっと強化してほしいなと思うんですが、最後に村長の取り組み、意気込みをお聞きして終わります。
- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- 村長(宮城功光) 今、御質疑がありましたように、課長のほうから村内で生産しているという答弁がありましたけれども、私、その辺がちょっと引っかかるところがあるんですけれども、やはり村の住民であるということを第一にしなければ、不公平を生じるのかなという思いがありまして、その辺、十分調整しながらこれからやっていきたいと思っております。そのことについては、これからもシークヮーサー振興を図っていく中からは、村として助成もこれからしっかりやっていかなければならないと思いますので、そのように進めてまいりたいと思っております。
- O 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。
  - 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 予算委員会で聞こうと思っていたんですが、一智議員からあったんですが、関連がありますので、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

教育委員会の10款5項の海外短期留学実行委員会負担金の5万4,000円があるんですが、それはどういうふうな使い道なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- **〇 教育課長(新城 寛)** その負担金については、沖縄県内の市町村、海外短期留学実行委員会ということで南城市のほうに実行委員会があります。そこの負担金としての計上でございます。
- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) この負担金は、前から人材育成基金の交付要綱に基づいての質問の中でも話が 出ていたんですが、これは当初予算には組まれていないんですよね。これは平成25年度を見ても組まれ ていないわけですね、当初予算は。これは途中から入ってくるものなのか。私が聞いたのは、前の一般 質問で聞いた限りは、これは負担金もありますということをはっきり言っていたんですけれども、これ はどういう仕組みになっているのか。それと人材育成基金で海外派遣した場合の諸経費の8万円に関し

てもどういうふうに使われているのか。この負担金もどういうふうに使われているのか、ちょっと詳しくお聞きしたいんですが。

あと1点、一智議員の質疑に対して、この人材育成基金とは全く関係ないとおっしゃっているので、これから交付要綱も作成すると思うので、そういったものをきちんとですね、今、人材育成基金の交付要綱には教育長の逃げ道な項目が入っているので、その他、会長が認めるものというのは、これもきちんと取り決めした要綱をつくってください。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- O 教育課長(新城 寛) 先ほどの件、南城市のほうにあります実行委員会のものにつきましては、 沖縄電力からの寄附金でまかなっている部分がございました。補助金でですね、300万円。昨年度まで 300万円という金の中での運用がありまして、今年度150万円になったということで、各市町村負担が出 てきているところであります。

あと今回の補正で上げています児童生徒県外派遣支援補助金の要綱等につきましては、こちらのほうでも作成しますけれども、中身を精査しながらやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

(発言する者あり)

- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- **〇 教育課長(新城 寛)** 今、詳しいところわかりませんので、そこの部分については後日、資料として提供したいと思いますので、よろしくお願いします。
- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- O 1番(大城佐一) じゃあ、中身わからなくて今まで負担金を出していたわけですか。中身もわからないで負担金を出している。

それとですね、今、事務局に電力から150万円の補助金もあるというわけですが、この中身について、 負担金も出して、新たな海外留学する場合の諸経費も出すと。この事務局からの、前回質問したが、人 口比に対する諸経費という話を教育長は言っていたんですけれども、その協会から出ないのか、諸経費 が。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育長。
- 〇 教育長(友寄景善) お答えします。

負担金の件ですが、短期留学の実行委員会はこれまで沖縄電力のほうから年間300万円の補助を受けて事業を遂行してまいりました。この事業を遂行するに当たり、事務局は南城市でやっておりまして、そのほうに300万円を主に充ててやってきましたが、課長は先ほど昨年と言っていましたが、電力の経営状況も厳しいものがあるということで補助金を減らされて150万円に減ってきたと、そういうことで実行委員会の運営が、事務局の運営が厳しいということで各市町村に負担金が求められてきている、そういう状況であります。この中身については、主に南城市の実行委員会に配置されている事務局の人件費だと思います。

O 議長(平良嗣男) 1番、大城議員の質疑は3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの 規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

**〇 1番(大城佐一)** ありがとうございます。

中身も知らないような負担金の出し方、そして諸経費に関しても中身も知らない、この知らないもの

を支出して、何に使ったかもわからない。こういう出し方をしてこれ交付要綱にも限度額もないし、会長が認めたものだから出したということで、こんな簡単にやっていいのか。これちゃんとはっきりさせてください。後日、中身調べて答えを出すというんですが、これはっきりしてくださいね、どういうものに使われているのか。

それと先ほどの件です。一智議員の質疑に対してですが、この件も、さっき言ったみたいにしっかり した要綱をつくってきちんと出所、支出、目的、はっきり、もう逃げ道のできないような要綱をつくっ てください。お願いします。最後に答弁お願いします。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育長。
- **教育長(友寄景善)** 金の使途についてですが、これは実行委員会メンバーで組織している総会等 がありますので、その中に明記されておりますので、必要であれば提供したいと思います。

それから児童生徒の県外派遣支援補助金についても、要綱を定めて運用していきたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第56号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。

## ◎議案第57号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(平良嗣男) 日程第4 議案第57号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を 議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

- 1番(大城佐一) これ屋内の運動場工事について確認したいのがありまして、これ前に…。
- 議長(平良嗣男) これ国民健康保険ですよ。
- 1番(大城佐一) ちょっと議案を間違えていました。失礼しました。
- O 議長(平良嗣男) 質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第57号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。

## ◎議案第58号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第58号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を 議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第58号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。

#### ◎議案第59号の質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第59号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負 契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 議案第59号について、確認したいことがありまして、質疑いたします。

この体育館ですね、これは図面を見てみると、器具室というのがあるんですが、これは体育館で使用する器具の器具室なのか、トレーニングルームらしいものがないんですが、その辺の設置状況はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- O 教育課長(新城 寛) お答えします。

器具室、トレーニングルームというようなところはございません。学校体育館ですので、あくまでも 倉庫という捉え方で考えていただきたいと思います。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) なぜこれを質疑したかといいますと、これは小学校の統合の問題のときにちょっとお話があったというか、適正化事業の素案の中にも体育館の件で出ていたんですが、その体育館の件では、前に計画した村営の体育館の計画があったんですが、それに伴って体育館のあれもやるということで何か書かれていたような、お話もされたような覚えがあるんですが、その中にはトレーニングルームの計画もあったわけなんです。そこに教育委員会が言っている村民開放という観点から、その辺の村民の健康増員のためにもこのトレーニングルームは必要じゃなかったかと思うんですが、その辺の考えについてはどう思いますか。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- **教育課長(新城 寛)** あくまでも学校体育館ということでの今回の事業でございます。その中で学校体育館ということでのものなのでトレーニングルーム等のものは今回考慮に入れておりません。実際に学校の補助事業を使ってやることですので、今のルームというのは今のところ考えていないです。
- 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) その辺が教育委員会の言っていることと、やっていることが違うというのはその辺なんですよ。説明するときには、図書館にしろ、体育館にしろ、村民開放しますから、できますという話をして。きょうの答弁ではあくまでも学校だからこういうものは設置できないとか。やっぱり健康のためのこういったトレーニングルームをですね、中学校に対しても筋力トレーニングというのはいろんなスポーツの面で、ちょっとずつは加えてもいいところはあると思うので、そういったものの絡みでも設置して、村民がいつでも健康増進のためにできるようなこういった施設もつくったほうがよかったんじゃないかと思うんですが、最後に一言お願いしたいと思います。
- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- O 教育課長(新城 寛) 今回の体育館の事業ではそういったものを配慮しておりませんが、別事業 あたりの考え、別の事業でとれるものがあるんでしたら、また考えていきたいと。先ほど村営体育館の話もございました。実際に、みんな中での話し合いの中で現在こういうような体育館の形になっておりますので、よろしくお願いします。
- 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。
- O 6番(前田 孝) ちょっと舞台の件についてお伺いをしておきたいと思います。

従来、私の記憶では、この屋内運動場という定義からして、舞台、いわゆるステージの問題については補助対象外だというような感覚であったわけなんですが、この舞台のものについての財政上はどうなっておりますか、お伺いいたします。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- **〇 教育課長(新城 寛)** 補助対象については、舞台という話ではなく、今、補助事業対象面積がございます。その面積内で入っているということで、面積外は補助対象外ということでありますので、今、舞台だけが外れているというのは今の段階ではないです。
- O 議長(平良嗣男) 6番 前田 孝議員。
- 6番(前田 孝) 結局、現在でもこの舞台、ステージについては補助対象外だという感覚でいいんですよね。ですから、この屋内運動場の補助基準の面積の中に舞台の部分はとっているんだと、そういう解釈でよろしいですか。そうすると、この舞台については一般財源対応なんですか、どれぐらいの財政規模になっていますか。総面積の中にステージ部分を織り込んでいるということに、今のお話ではなるわけですよね、これは補助対象の面積が限られているから、その中につくっているんだと。そうするとこの舞台の面積については補助対象に入っているかもしれないけど、その舞台装置自体については財政上どうなっているかということをお伺いしているわけです。それは一般財源持ち出しなんですか。
- 〇 議長(平良嗣男) 6番 前田 孝議員。
- O 6番(前田 孝) 今の答弁、ちょっと資料をお持ちでなければ、予算審査特別委員会でも結構で すから、その辺、整理してお答えするようにしてください。以上です、終わります。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約については、総務常任委員会に付託します。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定 しました。

○ 議長(平良嗣男) 予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため、休憩します。

(午前10時36分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時41分)

#### ◎諸般の報告

○ 議長(平良嗣男) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に新城一智議員、副委員長に仲井間宗利議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

## ◎散会の宣告

○ 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前10時42分)

## 平成26年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成26年12月18日

1. 開議、閉会の日時

開 議(平成26年12月18日 午前10時01分)

閉 会 (平成26年12月18日 午前11時14分)

2. 出席議員(9名)

1番議員 大城佐一 6番議員 前田 孝

2番議員 新城一智 7番議員 安里重和

3番議員 仲井間 宗 利 8番議員 吉濱 覺

4番議員 金 城 勇 10番議員 平 良 嗣 男

5番議員 宮 城 辰 德

3. 欠席議員(1名)

9番議員 東 武久

- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。 な し
- 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長神里富松 主 事 松川雄太

# 6. 議事日程(第4号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議 第 5 4 号	根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑~表決
2	議 案 第 5 5 号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑~表決
3	議 案 第 5 9 号	大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約に ついて	委員長報告 質疑~表決
4	議 案 第 5 6 号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)	委員長報告 質疑~表決
5	議 案 第 5 7 号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	委員長報告 質疑~表決
6	議 第 5 8 号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	委員長報告 質疑~表決
7	陳 情 第 1 7 号	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	委員長報告 質疑~表決
8	陳 情 第 2 0 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書	委員長報告 質疑~表決
9	陳 情 第 2 1 号	「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めるとともに、「附帯決議」の内容を周知徹底し、申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要などの「人権侵害」は行わないことを求める陳情書	委員長報告 質疑~表決
10	陳 第 2 2 号	平成27年度福祉施策及び予算の充実について(要請)	委員長報告 質疑~表決
11	陳 情 第 2 3 号	年金積立金の専ら被保険者の利益の為の安全かつ確実な運用 に関する意見書(決議)の採択を求める陳情	委員長報告 質疑~表決
12	陳 情 第 2 4 号	「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関 する陳情	委員長報告 質疑~表決
13	意 見 案 第 6 号	教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のため の意見書	提案説明 付託省略
14	意 見 案 第 7 号	「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書	提案説明 付託省略
15	意 見 第 8 号	「手話言語法」制定を求める意見書	提案説明 付託省略
16	意 見 案 第 9 号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運 用に関する意見書	提案説明 付託省略
17	意 見 案 第 1 0 号	所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書	提案説明 付託省略
18	意 見 案 第 1 1 号	辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工 事の即時中止を求める意見書	提案説明 付託省略

#### ◎開議の宣告

○ 議長(平良嗣男) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

## ◎議案第54号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第1 議案第54号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第214号 平成26年12月17日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会 委員長 大 城 佐 一

## 委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
****	相吸效接接添加井工事の建名初約の亦再について	可 決
議案第54号	根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更について	全会一致

(大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇)

**○ 経済建設常任委員会委員長(大城佐一)** ただいま議題となりました議案第54号について、経済建 設常任委員会における審査の経過、及び結果について報告します。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長、及び建設環境課長の出席を求め、 12月17日午後1時30分から審査を行いました。

議案第54号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更について報告します。

本件は平成26年第4回定例会で可決された案件で、主な変更工種は既設杭撤去工の減、及び薬液注入工の減による減額、又、杭基礎工においては、スラリー攪拌による地盤改良の追加による増額と工期の変更で、減額金額は、420万6千600円で、合計変更契約金額は5千303万3千400円となっており、工期の期限は平成27年2月27日となっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申しあげまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第54号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑 を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第54号 根路銘橋橋梁架替工事の請負契約の変更については、委員長の報告のとおり 可決されました。

## ◎議案第55号及び議案第59号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第2 議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例及び 日程第3 議案第59号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約についてを一括して 議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第215号 平成26年12月17日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会 委員長 吉 濱 覺

# 委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により 報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
<b>举安</b> 华[[]	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第55号	八旦味竹国氏健康保険栄例の一部を以正する条例	全会一致
举安 <b>安</b> 50 円	大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負	可 決
議案第59号	契約について	全会一致

## (吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

〇 総務常任委員会委員長(吉濱 覺) ただいま議題となりました議案第55号、及び、議案第59号の 2件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長、住民福祉課長、教育課長の出席を求め、12月17日午後2時からの審査予定を10分繰り上げて1時50分から行いました。

はじめに、議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、報告します。 本案は、条例第6条において、主に出産育児一時金の支給額を39万円から40万4千円に改正するもの であります。

この条例は、平成27年1月1日から施行するとしており、経過措置も定められております。

次に、議案第59号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約について、報告します。本件は、平成26年度大宜味村一般会計予算において債務負担行為が、3月19日に可決されたもので、 結の浜地区内に、村内の4小学校を統合し新たな小学校と、中学校の移転に伴う屋内運動場建設の請負 契約であります。

工事の概要は、延べ床面積が2,876.45㎡、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、2階建、建築工事一式となっております。

請負契約金額は、5億8千8百60万円、契約の相手は株式会社丸孝組で、工期は平成26年12月22日から平成27年11月30日までとなっております。

2件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

O 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑 を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(举手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第55号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり 可決されました。

これから議案第59号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第59号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約についての討論を行います。討論ありませんか。

8番 吉濱 覺議員。

O 8番(吉濱 覺) 議案第59号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約について反対の立場で討論します。

私は請負契約社の株式会社丸孝組は優良な企業と認識しています。しかし、議案第59号の説明資料の 屋内運動場で、子供たちが安全、安心な学園生活が送れるかを検証してみました。

以下の討論は、平成26年第8回臨時議会、議案第45号と同じですので省略します。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に替成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから議案第59号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇 議長(平良嗣男) 挙手多数です。

したがって議案第59号 大宜味村立小学校・中学校屋内運動場建築工事の請負契約については、委員 長の報告のとおり可決されました。

## ◎議案第56号~議案第58号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

〇 議長(平良嗣男) 日程第4 議案第56号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算、日程第5 議 案第57号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び日程第6 議案第58号 平成26年度 大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審查特別委員会 委員長 新 城 一 智

## 委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第56号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)	原案可決
<b>職采</b> 第30万	十成20十度八直來的一版云訂補正了异(第 5 号)	全会一致
議案第57号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決
<b>職采第</b> 01万	(第3号)	全会一致
議案第58号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決
<b>職采</b> 第58万	(第4号)	全会一致

#### (新城一智予算審查特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました議案第56号から議案第58号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。 本委員会におきましては、説明員として関係課長等の出席を求め、12月17日午前11時から審査を行いました。

議案第56号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算は、2億4千6百73万1千円の増額で、主に災害 復旧に関する歳入、歳出予算の補正となっております。

議案第57号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、及び議案第58号 平成26年度大宜 味村簡易水道事業特別会計補正予算、の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。 よろしくお願いします。

O 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第56号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第56号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。 (発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第56号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されま した。

これから議案第57号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第57号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第57号 平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第58号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第58号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成26年度大官味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第58号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

# ◎陳情第17号及び陳情第20号~陳情第24号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、 採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 陳情第17号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情、日程第8 陳情第20号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書、日程第9 陳情第21号 「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めるとともに、「附帯決議」の内容を周知徹底し、申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要などの「人権侵害」は行わないことを求める陳情書、日程第10 陳情第22号 平成27年度福祉施策及び予算の充実について(要請)、日程第11 陳情第23号 年金積立金の専ら被保険者の利益の為の安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情及び日程第12 陳情第24号 「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第216号 平成26年12月17日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会 委員長 吉 濱 覺

## 陳情審查報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理	受 理	件名	審査の	委員会の意見	措置
番号	年月日	11 24	結 果	女員公や心力	70 10
17	平成26年	「30人以下学級完全実現」を求め	採択	意見書の送付 が妥当との意	地方自治法第99条
	9月9日	る陳情		見	の措置
18	平成26年	学校における「集団フッ化物洗口	審議未了		
10	9月9日	導入」に反対する陳情	<b>省哦</b> 个 1		
20	平成26年 9月11日	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書	採択	意見書の送付 が妥当との意 見	地方自治法第99条 の措置

受理 番号	受 理 年月日	件名	審査結	を を の 果	委員会の意見	措置
21	平成26年 9月19日	「生活保護基準引き下げ」中止を 政府に強く求めるとともに、「附 帯決議」の内容を周知徹底し、申 請権・受給権を保障し、申請拒 否、就労強要などの「人権侵害」 は行わないことを求める陳情書	採	択	採択のみにと どめる	
22	平成26年 10月2日	平成27年度福祉施策及び予算の充 実について(要請)	採	択	執行機関への 送付が妥当と の意見	地方自治法第125 条の措置
23	平成26年 11月28日	年金積立金の専ら被保険者の利益 の為の安全かつ確実な運用に関す る意見書(決議)の採択を求める 陳情	採	択	意見書の送付 が妥当との意 見	地方自治法第99条 の措置
24	平成26年 12月3日	「所得税法の寡婦控除規定の改正 を求める意見書」採択に関する陳 情	採	択	意見書の送付 が妥当との意 見	地方自治法第99条 の措置

## (吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

O 総務常任委員会委員長(吉濱 覺) ただいま議題となりました陳情第17号、及び第20号から第24号の6件について、12月17日審査をした結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第17号、及び第20号から第24号の6件については、全会一致をもって採択すべきものと決定しま した。

陳情第22号の採択に関連しまして、地方自治法第125条の規定により村長へ送付することが妥当との 意見の一致を見ております。

さらに、陳情第17号、第20号、第23号及び第24号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための意見書を提出することが妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第17号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情の委員長の報告に対する質疑を行いま す。質疑はありませんか。

## (発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第17号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情の討論を行います。討論はありませんか。

### (発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第17号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって陳情第17号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情は、採択することに決定しました。 これから陳情第20号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の委員長の報告に対する 質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第20号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第20号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって陳情第20号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書は、採択することに決定しました。

これから陳情第21号 「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めるとともに、「附帯決議」の 内容を周知徹底し、申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要などの「人権侵害」は行わないこと を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第21号 「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めるとともに、「附帯決議」の 内容を周知徹底し、申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要などの「人権侵害」は行わないこと を求める陳情書の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第21号 「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めるとともに、「附帯決議」の 内容を周知徹底し、申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要などの「人権侵害」は行わないこと を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって陳情第21号 「生活保護基準引き下げ」中止を政府に強く求めるとともに、「附帯決議」 の内容を周知徹底し、申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要などの「人権侵害」は行わないこ とを求める陳情書は、採択することに決定しました。

これから陳情第22号 平成27年度福祉施策及び予算の充実について(要請)の委員長の報告に対する 質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第22号 平成27年度福祉施策及び予算の充実について(要請)の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第22号 平成27年度福祉施策及び予算の充実について(要請)を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって陳情第22号 平成27年度福祉施策及び予算の充実について(要請)は、採択することに決定しました。

これから陳情第23号 年金積立金の専ら被保険者の利益の為の安全かつ確実な運用に関する意見書 (決議)の採択を求める陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第23号 年金積立金の専ら被保険者の利益の為の安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第23号 年金積立金の専ら被保険者の利益の為の安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって陳情第23号 年金積立金の専ら被保険者の利益の為の安全かつ確実な運用に関する意見書 (決議)の採択を求める陳情は、採択することに決定しました。

これから陳情第24号 「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第24号 「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情の討論を 行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第24号 「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって陳情第24号 「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情は、採択することに決定しました。

#### ◎意見案第6号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第13 出席議員の全員発議により提出されました意見案第6号 教職員定 数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。宮城辰徳議員。

(5番 宮城辰德議員 登壇)

○ 5番 (宮城辰德) 意見案第6号 教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための 意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月18日

大官味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城辰德 安里重和 吉濱 覺 仲井間宗利 前田 孝 大城佐一 新城一智 賛成者 金城 勇

提案理由 教職員定数法等の早期改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を強く要望するため。

教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書

さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの 学力格差の拡大など、益々教育現場では困難な状況が表れています。

学校現場では個々に応じた極めの細かい指導や、ゆとりをもった授業が求められています。日本の学校の「1学級40人」の定数が国際的に見て異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな要因であることは以前から指摘されてきました。

国としては教職員定数改善計画で、8年間で小 $1\sim$ 中3まで「35人学級」、小1と小2で「30人学級」の少人数定数をうちだし、2011年度から「1年生35人学級」がスタートし、2012年度加配定数で「2年生35人学級」とすすんでいます。

さらに地方独自の努力で「少人数学級」の実現が可能なように規制緩和されました。それにともない現在47都道府県でなんらかの形態で、「少人数学級」の施策が実現されています。沖縄県においても2001年度から小学校低学年を中心にその改善が図られ、現在は小学校1・2年生において条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から3年生、2014年度から中学校1年生において「35人以下学級」の適応が行われています。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の実現は急がれる課題になっています。是非、教職員定

数法等の早期改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を強く要望いたします。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

> 平成26年12月18日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣 以上です。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第6号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託 を省略します。

これから意見案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第6号 教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための意見書は、 原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第7号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

〇 議長(平良嗣男) 日程第14 出席議員の全員発議により提出されました意見案第7号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。宮城辰徳議員。

(5番 宮城辰德議員 登壇)

〇 5番(宮城辰德) 意見案第7号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月18日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城辰德 安里重和 吉濱 覺 仲井間宗利 前田 孝 大城佐一 新城一智

## 賛成者 金城 勇

提案理由 教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、地方に新たな負担転嫁を行うことなく、地方の財政力を高めるとともに、義務教育費国庫負担制度が引き続き堅持され、以前の2分の1に復元するように政府に強く要請するため。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着して おり、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら、政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅費、 教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで 一般財源化した経過があります。

さらに、義務教育における国と地方の役割等についての論議が十分になされないまま、2005年11月30日の政府・与党合意では義務教育費国庫負担制度を堅持するとしつつも、2006年度から国の負担割合を2分の1から3分の1へと削減しています。

そのような中、今後の予算編成に際して、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国 庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きもあります。

仮に義務教育費国庫負担制度が廃止され、それに見合う税源移譲が実現したとしても、島嶼県である 沖縄県においては、小規模校が多いことから、都市部に比べ、より多くの教員を配置せざるを得ない状 況にありますが、今後はこのような地域及び特殊事情が全く配慮されない事態が危惧されます。このよ うな事態になれば、沖縄県のようなもともと零細な地方財政を圧迫するだけでなく、教育予算の削減に つながり、ひいては教育水準の低下や地域間の不均衡を生じさせるおそれがあります。

よって、政府におかれては、教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、地方に新たな負担転嫁を 行うことなく、地方の財政力を高めるとともに、義務教育費国庫負担制度が引き続き堅持され、まずは 以前の2分の1に復元するように強く要請します。

以上、地方自治法第99条に規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣 以上です。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第7号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

(举手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第7号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託

を省略します。

これから意見案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第7号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書を採決します。 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第7号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

## ◎意見案第8号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第15 出席議員の全員発議により提出されました意見案第8号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) 意見案第8号 「手話言語法」制定を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月18日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 新城一智 大城佐一 安里重和 吉濱 覺 仲井間宗利 宮城辰德 賛成者 金城 勇

提案理由 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話を言語として普及、研究 することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定することを政府と国会に求める ため。

#### 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史が あった。

2006(平成18)年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成23)年8月に成立した 「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と 対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手 話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって本村議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 以上であります。よろしくお願いをいたします。

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第8号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第8号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託 を省略します。

これから意見案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第8号 「手話言語法」制定を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第8号 「手話言語法」制定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第9号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第16 出席議員の全員発議により提出されました意見案第9号 年金積立 金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。吉濱 覺議員。

(8番 吉濱 覺議員 登壇)

○ 8番(吉濱 覺) 意見案第9号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用

に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月18日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 吉濱 覺 安里重和 新城一智 仲井間宗利 宮城辰德 前田 孝 大城佐一

賛成者 金城 勇

提案理由 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期 的な観点から安全かつ確実な運用を堅持するよう国会と政府に強く求めるため。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

- 1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。
- 3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に 意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

平成26年12月18日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第9号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについ

て採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第9号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託 を省略します。

これから意見案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第9号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第9号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

## ◎意見案第10号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第17 出席議員の全員発議により提出されました意見案第10号 所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

O 6番(前田 孝) 意見案第10号 所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月18日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 新城一智 大城佐一 安里重和 吉濱 覺 仲井間宗利 宮城辰德 賛成者 金城 勇

提案理由 非婚のひとり親家庭における生活の安定と福祉の向上のため、所得税法の寡婦(寡夫)控除制度を早急に改正し、婚姻歴の有無、男女の別にかかわらず、全てのひとり親に対して控除を適用するよう国に強く要請するため。

所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書

所得税法上の寡婦控除は、配偶者と死別または離婚した後、再婚していない女性で、扶養する子のある人などに適用される制度であり、婚姻歴のない母子世帯の母には適用されていない。

そのため、婚姻歴のない母子世帯の母は、寡婦控除が適用される婚姻歴のある母子世帯の母と比較して、所得税・住民税の算定基準となる課税所得が高くなるだけでなく、公営住宅の家賃、保育料等の算出の際に、大きな不利益をこうむる結果となっている。

このようなことから、婚姻歴のない母子世帯に対して、独自に寡婦控除の「みなし適用」を行う自治

体もふえてきているが、居住する自治体によって提供される行政サービスに相違が生じることは、昨年成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の目的である「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」ことにそぐわない状況である。

よって、国においては、非婚のひとり親家庭における生活の安定と福祉の向上のため、所得税法の寡婦(寡夫)控除制度を早急に改正し、婚姻歴の有無、男女の別にかかわらず、全てのひとり親に対して 控除を適用するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、 沖縄及び北方対策担当大臣

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第10号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

(举手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第10号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託 を省略します。

これから意見案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第10号 所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第10号 所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

## ◎意見案11号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

〇 議長(平良嗣男) 大城佐一議員、退場。

(1番 大城佐一議員 午前11時06分退場)

○ 議長(平良嗣男) 日程第18 前田 孝議員、ほか6名から提出されました意見案第11号 辺野古

でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書を議題とします。 提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

O 6番(前田 孝) 意見案第11号 辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月18日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 新城一智 安里重和 吉濱 覺 仲井間宗利 宮城辰德

賛成者 金城 勇

提案理由 海底ボーリング調査など、辺野古新基地建設のための工事を直ちに中止し陸上、海上での 県民の正当な抗議行動への弾圧、過剰警備をやめ、第1ゲート前の危険な山形の鉄板と、海上ブイ、フロートなどを撤去するよう国会と政府へ強く要請するため。

辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書 安倍内閣は、沖縄県民の圧倒的多数が反対し、地元の名護市長が反対している名護市辺野古への米軍 新基地建設に着手し、海底のボーリング調査を8月18日に強行した。

抗議する県民を敵視し、キャンプ・シュワブ第1ゲート前では、防衛局職員、警察、民間警備会社まで総動員して、公道には危険な山形の鉄板まで設置している。また海上では、立入禁止水域のブイ(浮標)やフロート(浮き具)も強行設置、海上保安庁の巡視艇やゴムボートを大量動員させ、漁船やカヌーで抗議する人たちを威圧、一時拘束して強制連行するなど抗議する県民を締め出している。まるで戦後の米軍占領時代に銃剣とブルドーザーで住民を追い出して、土地を奪った米軍のやり方と同じである。

海上での立入禁止区域の拡大も、日米地位協定に基づく施設・区域の提供や使用条件の変更は本来、 米軍の使用のために行うものであり、今回のような日本政府が行う埋立工事のために立入水域を拡大することは、同協定の目的からも逸脱したものである。

去年1月18日、41市町村長・議会議長、県議会各会派の代表者などが署名して、安倍首相に建白書を提出した。この建白書は、「オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念」というオール沖縄の願いをまとめあげたものである。しかし、安倍内閣はこの建白書を受け取りながら、これを全く無視して埋立工事を強行したことは、民主主義をじゅうりんし、沖縄県民の尊厳を踏みにじるものであり到底容認できるものではない。怒りを込めてこの暴挙を糾弾する。

沖縄県民は、戦後の米軍占領時代の苦難の歴史の中でも決して屈服せず、基地のない沖縄を目指して 闘ってきた。今回の安倍内閣の新基地建設のための工事強行着手に厳重に抗議し、下記のことを要請す る。

記

- 1 海底ボーリング調査など、辺野古新基地建設のための工事を直ちに中止すること。
- 2 陸上、海上での県民の正当な抗議行動への弾圧、過剰警備を直ちにやめること。
- 3 第1ゲート前の危険な山形の鉄板と、海上ブイ、フロートなどを撤去すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

沖縄県国頭郡大官味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、 防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

以上であります。よろしくお願いをいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第11号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第11号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託 を省略します。

これから意見案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第11号 辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を 求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(举手全員)

〇 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって意見案第11号 辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

〇 議長(平良嗣男) 1番、入場。

(1番 大城佐一議員 午前11時13分入場)

O 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

# ◎閉会の宣告

O 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第9回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員